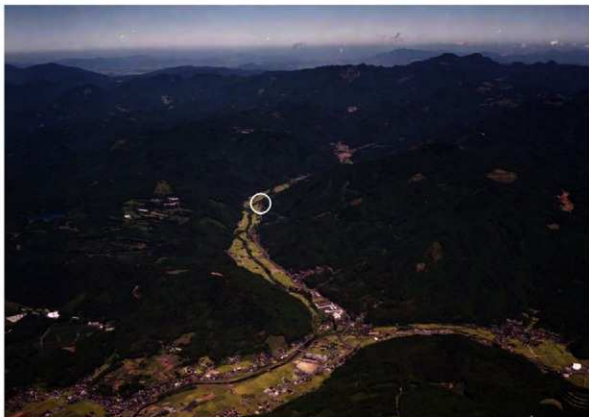


天 然 記 念 物
小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群
保存管理・活用構想

2012年
日田市教育委員会



小野谷遠景（白丸部分が天然記念物範囲/南から）



平成 20 年度発掘調査風景



阿蘇 4 火砕流堆積物断面 (南から)



埋没樹木出土状況



埋没樹木出土状況



平成 20 年度 現地説明会風景

はじめに

今から約9万年前に発生しました阿蘇巨大噴火は、日本列島で最大級といわれる大規模な火山活動で、別名「阿蘇4噴火」とも呼ばれています。この噴火の際に発生した火砕流が「阿蘇4火砕流」で、当時の九州のほぼ全域を埋め尽くしたと考えられています。

「天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」は、この「阿蘇4火砕流」によっては焼き尽くされた当時の状況を解明する手がかりが残されており、阿蘇の噴火による自然災害の状況や、被災前の森林構成などを知ることが出来る貴重な地質遺産であります。

その存在は、昭和15年頃から地元では知られていましたが、平成18年の確認調査や平成20・22年に行われました大分県教育委員会の本格的な発掘調査によって、次第にその内容が判明し、また、その価値が明らかになるにつれ、その保存が求められるようになり、平成23年9月21日には国の天然記念物の指定を受けることになりました。

そこで、日田市ではこの貴重な地質遺産を未来に伝えるために、適切な保存管理の基準等をとりまとめ、さらに将来にわたっての有効な文化財活用を推進するために必要な基本的な方向性を含めた、「天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想」を策定することになりました。

天然記念物「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」の恒久的な保存は言うまでもありませんが、単に地質遺産としてのみならず、将来における日田のまちづくりの核として、多くの市民から親しまれる存在になるためにも、今後はこの計画をもとに保存管理を行いながら、現地の露出展示を視野に入れた文化財活用を進めることで、周辺遺産との連携を図る事により市民の皆さんが郷土の自然や歴史に親しみを持つことが出来るよう努力してゆく所存でございます。

最後になりましたが、本計画の策定に御支援、御協力を賜りました委員の皆様をはじめ、文化庁、大分県教育委員会の職員の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成24年3月

日田市長 原 田 啓 介

例 言

- 1 本書は、平成23年11月25日と平成24年2月22日の2回にわたって開催した「天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」保存管理・活用構想策定委員会での検討に基づき、取りまとめを行った『天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想』である。
- 2 本書策定は、日田市教育委員会が平成23年度に大分県文化財保存事業費補助を受けて実施した。
- 3 本書に掲載した地図・測量図に関しては使用原典を各地図下部に記載している。
- 4 本書に掲載した写真は大分県教育委員会に提供いただいたほかは、事務局の撮影による。
- 5 第2～4章については、下山 正一（九州大学大学院）・木戸 道男（三池高等学校）両氏の指導をいただいた。
- 6 策定に係る事務は、日田市教育委員会文化財保護課が担当した。
- 7 本書の執筆編集は、日田市教育委員会文化財保護課が行った。



日田市の位置図

本文目次

はじめに

第1章 総論

1. 策定の目的 1
2. 基本的な考え方 2
3. 策定の経過 2
 - (1) 策定までの経過 2
 - (2) 委員会等の構成 3
 - (3) 委員会の開催内容 4

第2章 天然記念物の位置と環境

1. 自然環境及び社会環境 5
 - (1) 日田市の気候と産業・交通 5
 - (2) 日田市の地形・地質・水利 8
 - (3) 小野川流域の地形・地質 9
2. 歴史環境 15
 - (1) 日田市の歴史概観 15
 - (2) 日田市の指定文化財 16
 - (3) 小野川周辺の指定文化財 16

第3章 天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の概要

1. 指定までの経緯 19
 - (1) 発掘調査までの経緯 19
 - (2) 発掘調査の経過 19
 - (3) 指定の経過 23
2. 天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の概要 27
 - (1) 火砕流堆積物と地質の特徴 27
 - (2) 日田地域の阿蘇4火砕流堆積物 29
 - (3) 阿蘇4火砕流前後の古環境 30
 - (4) 出土埋没樹木の保存処理と保管 31
 - (5) 佐賀県八幡遺跡との比較 32
 - (6) 周辺の状況 33
3. 土地の利用状況等 33
 - (1) 指定地内の土地利用・土地所有 33
 - (2) 指定地周辺の土地利用・土地所有 33
 - (3) 関連法規制 33

第4章 天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の構成要素

1. 指定物件の特徴・価値 35
2. 天然記念物の構成要素の概念整理 35
3. 天然記念物及び周辺環境を構成する諸要素の特定 36

第5章 保存・管理

1. 保存管理の基本的な考え方 37
 - (1) 保存管理の原則 37
 - (2) 保存管理の基本方針 37
2. 保存管理の方法 37
 - (1) 保存管理の内容 37
 - (2) 地区区分及び地区別保存管理の方法 38
 - (3) 現状変更等の取扱い 42
3. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺の保全 44
4. 発掘出土品 44

第6章 活用構想

1. 活用構想の基本方針 45
 - (1) 基本的な考え方 45
 - (2) 市民の意見 45
 - (3) 基本的な方向性 46
2. 活用構想の手法 46
3. 今後の整備・活用の進め方 47
 - (1) 整備基本計画の作成 47
 - (2) 保存施設整備の具体像 47
 - (3) 整備活用の位置づけとおおいたジオパーク構想との連携 47

第7章 管理・運営の体制

1. 行政内部における体制強化 50
2. 地域との連携の推進 51

挿図目次

第 1 図	日田市全国(1/200,000)	6	写真 19	埋設林保存活用事業①	22
第 2 図	日田市の地形と地質	7	写真 20	埋設林保存活用事業②	22
第 3 図	周辺地形図 (1/5,000)	8	写真 21	阿蘇 4 火砕流堆積物土層	22
第 4 図	日田盆地の地形面区分図	12	写真 22	天然記念物指定の答申記事	22
第 5 図	小野川流域の地質図	13	写真 23	パトリア日田での特別展開催①	22
第 6 図	南北地質断面図	14	写真 24	パトリア日田での特別展開催②	22
第 7 図	小野川流域の指定文化財位置図	18	写真 25	九州国立博物館で展示公開	22
第 8 図	指定周辺地形図(1/1,100)	25	写真 26	平成 23 年度日田市 10 大ニュース に	23
第 9 図	指定範囲地籍図(1/1,100)	26	写真 27	「大丸・日田展」での展示公開①	23
第 10 図	断面模式図	28	写真 28	「大丸・日田展」での展示公開②	23
第 11 図	日田盆地周辺の阿蘇 4 火砕流堆積物の分布	29	写真 29	九州歴史資料館で展示公開	23
第 12 図	八藤遺跡出土トウヒ属 6 点(実線)の 平均値パターングラフと小野川埋設林 トウヒ属 4 点(点線)の平均値パター ングラフの一致状況	30	写真 30	埋設樹木出土状況	27
第 13 図	小野川への阿蘇 4 火砕流の流れ	32	写真 31	圧力で変形した樹木	30
第 14 図	小野川の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋設 樹木群周辺の土地利用状況 (1/1,100)	34	写真 32	火山礫が打ち込まれた樹木	30
第 15 図	管理・運営の体制図	50	写真 33	含浸方法	31
			写真 34	SMB-05 による強化処理	31
			写真 35	主要樹木	32
			写真 36	竹田の阿蘇火砕流堆積物	33
			写真 37	指定地近景(南から)	40
			写真 38	指定地近景(北から)	40
			写真 39	指定地北側(奥に精米用箱水車)	40
			写真 40	河底に露出している埋設樹木	40
			写真 41	露出した凝灰岩	40
			写真 42	南側堰堤	40
			写真 43	指定地北側の堰堤	40
			写真 44	河川護岸(左岸)	40
			写真 45	河川護岸(右岸)	41
			写真 46	水路	41
			写真 47	県道宝珠山日田線	41
			写真 48	電線と下小竹橋	41
			写真 49	下小竹橋橋梁	41
			写真 50	下小竹橋下部	41
			写真 51	小野公民館保管の埋設樹木	41
			写真 52	日田市の所管倉庫の埋設樹木	41
			写真 53	天然記念物等の保存公開施設	49

写真図版目次

巻頭写真 1	上 小野谷遠景				
	下 平成20年度発掘調査風景				
巻頭写真 2	上 阿蘇 4 火砕流堆積物断面				
	下 埋設樹木出土状況				
巻頭写真 3	上 埋設樹木出土状況				
	下 平成20年度現地説明会風景				
写真 1	策定委員会風景	2			
写真 2	三群変成岩類の結晶片岩	11			
写真 3	北坂本黒層の凝灰角礫	11			
写真 4	小鹿田焼	17			
写真 5	小鹿田焼の里	17			
写真 6	小鹿田焼の唐臼	17			
写真 7	精米用箱水車	17			
写真 8	下小竹精米製粉用水車	18			
写真 9	取材風景	19			
写真 10	引上げられた埋れ木	21			
写真 11	発掘調査の様子	21			
写真 12	発掘調査の様子	21			
写真 13	現地説明会の様子	21			
写真 14	小野公民館に展示	21			
写真 15	発掘調査の様子	21			
写真 16	パトリア日田で埋設樹木を展示公開	21			
写真 17	県立先哲史料館で展示公開	21			
写真 18	埋設樹木で製作の「お雛様」の公開	22			
			表目次		
			第 1 表	日田市の指定文化財数	16
			第 2 表	樹種鑑定一覧	31
			第 3 表	天然記念物の構成要素一覧	36
			第 4 表	埋設林を現在保存している 主な保存施設の概要比較	48

第1章 総論

1. 策定の目的

天然記念物「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」は、日田盆地の北部、花月川の支流である小野川下小竹付近の河床に埋没、保存されている。昭和15年頃の日田市鈴連町下小竹橋建設の際に大量の樹木片が発見されたことで地元では知られるようになり、平成3年には大分県日田土木事務所によってその一部が引き上げられ、平成7・8年には現地状況調査や資料採取が行われた。その後、県道建設に伴う発掘調査により、大分県教育委員会が平成18年に事前調査、平成19年に試料等の採取、平成20・22年に本格的な発掘調査が行われた。

この天然記念物は、九州のほぼ中央に位置し、世界でも有数のカルデラを持つ阿蘇山の過去4回の大規模噴火活動のなかでも4回目に発生した阿蘇4火砕流と呼ばれる北部九州を破局に導くほどの火山活動に起因している。

阿蘇4火砕流は、今から約9万年前の阿蘇巨大噴火の際に発生し、九州のほぼ全域を埋めつす規模で、火砕流は山口県萩市まで到達し、火山灰は遠く北海道東部まで飛散している。この火砕流が日田市小野川に到達し、阿蘇4火砕流によってなぎ倒された樹木化石と火砕流堆積物が良好に残存していることが、調査によって明らかとなっている。小野川の川底に残る火砕流堆積物からは、その圧力によって形が大きく変形したスギ・ヒノキ・トウヒ属(マツ)など13種類の樹木が発見され、火砕流の威力をうかがい知ることが出来ると共に、高熱によって動植物の多くが焼き尽され、当時の自然環境を一変させたと考えられている。

このような発見調査例は、佐賀県上峰町で発見された八藤遺跡(天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』)について例目で、この両天然記念物の調査結果を比較することで、阿蘇4火砕流の発生時期や火砕流の発生状況などの詳細な知見を得ることが出来るなど、この天然記念物は日本列島の火山噴火史のなかでも最大級といわれる阿蘇4噴火による自然災害の状況や、被災前の自然環境などを知る手掛かりとなる貴重な地質遺産と言えるものである。

天然記念物の重要性や価値が明らかとなったことを受けて、日田市教委は文化庁に対し、平成22年度には指定に向けての意見具申を行い、平成23年5月20日には文化審議会の指定答申がだされ、平成23年9月21日に天然記念物として指定されることになった。

こうした中、市教育委員会では平成23年度に大分県教育委員会の補助金助成を受け、天然記念物の保存管理と活用を目指した構想の策定と、天然記念物の文化財価値を市民等に周知するための普及啓発活動を行うために「小野川下小竹埋没林保存活用事業」を予算化し、事業実施に取り組んできた。

特に、天然記念物の活用推進における普及啓発活動として、平成23年8月6日から8月29日にかけて、日田市文化会館(パトリア日田)ギャラリーで文化財指定を記念した特別展を開催し、総数3,126名の見学者が入場した。また、多くの反響を得るなど、その期待の高さを認識することになった。

この展示では、指定地及び出土埋没樹木の活用にかかる市民意見(アンケート)を頂き、今後、日田市としてどのように活用を行うべきかといった、構想策定にあたっての基礎的な作業を実施し、構想の必要性を認識することになった。

一方、指定地は河川と道路で占められ、今後は河川や道路関連の工事等が実施される可能性や災害等も予測されるため、土地利用についての統一的な方針や基準が必要とされること、さらには出土した埋没樹木の取扱いなどの保存管理計画が必要とされる。

このようなことから、我が国の価値ある地質遺産である小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を将来にわたり適切に保存・管理、活用していくことを目的に、その方針と方法、現状変更等の取扱いについての基準等を定めるとともに、天然記念物の活用の構想を策定するものである。

2. 基本的な考え方

保存管理・活用構想の策定にあたっては、まずは歴史的・自然的・社会的各側面から行う各種調査に基づき、天然記念物の有する価値評価を明確にすることでその本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示すことを基本とする。

そこで、保全のための到達目標を明確にし、維持のための方策、活用の方針とともに、これらを十分なかたちで実現していくために現状変更等に関する規制内容等について定めておくものとする。

さらに、天然記念物の将来像に関する活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法として活用構想を示すものとする。活用構想の第1の目的は活用の主題及び方向性・目標を明示することであり、これにより、将来にわたって本質的価値の確実な保存と次世代への伝達、本質的価値の顕在化を実現する。

3. 策定の経過

(1) 策定までの経過

本保存管理計画は、「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」の天然記念物指定を受けて、平成23年度に大分県文化財保存事業費補助を得て策定した。

平成23年11月1日には、天然記念物「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」保存管理・活用構想策定委員会規約を定め、「天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想策定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。

また、委員会を2回開催し、保存管理計画案や活用構想についての検討を行った。

なお、「天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想策定委員会規約」は、次のとおりである。



写真1 策定委員会風景



天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想策定委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想策定委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、国天然記念物「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」の保存整備活用並びに保存管理について提言を行なうことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、教育長が委嘱する以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地区を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

2 上記の委員のほか、教育長が特に必要と認める場合は、調査の指導等に必要な学識経験者等を委員会に招聘することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、囑託期間とする。ただし、委員に欠員ができた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、出席した委員の中から互選する。
- 3 会長は、委員会の議長を務めるとともに、委員から出された意見のとりまとめを行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育庁文化財保護課が行なう。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年11月1日より適用する。

(2) 委員会の構成

天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想の策定に関する委員会の構成は、次のとおりである。

委員会

委員長	光谷 拓実 (大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地域環境学研究所 研究推進戦略センター特別客員教授)
副委員長	山中 高夫 (日田市小野地区振興協議会会長)
委員	西田 民雄 (佐賀大学名誉教授)

委員 神川 建彦 (特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク代表)

委員 佐藤 功 (日田市教育委員会教育次長)

指導者

桂 雄三 (文化庁文化財部記念物課主任調査官 天然記念物部門)

小林 昭彦 (大分県教育庁文化課参事)

山田 哲也 (大分県教育庁文化課主事)

オブザーバー

恒賀健太郎 (大分県生活環境部生活環境企画課主任)

事務局

財津 隆之 (日田市教育庁文化財保護課長)

北村 羊 (日田市立博物館長)

土居 和幸 (日田市教育庁文化財保護課理蔵文化財係長)

華藤 善昭 (同課理蔵文化財係主査)

井上 和泉 (同課理蔵文化財係主査)

渡邊 隆行 (同課理蔵文化財係主査)

(3) 委員会の開催内容

保存管理・活用構想の策定の委員会開催状況は、以下のとおりである。

第1回 平成23年11月25日(金) 日田市理蔵文化財センター2階講座室

議事 保存管理・活用構想について

- ① 策定スケジュールについて
- ② 計画案の検討
 1. 「第1章から第3章までの埋没樹木群の概要」について
 2. 「第4章 埋没樹木群の構成要素」について
 3. 「第5章 保存・管理」について
 4. 「第6章 活用構想」について
 5. 「第7章 管理・運営の体制」について

第2回 平成24年2月22日(水) 日田市理蔵文化財センター2階講座室

議事 保存管理・活用構想について

- ① 計画案の検討
 1. 「第1章から第3章までの埋没樹木群の概要」について
 2. 「第4章 埋没樹木群の構成要素」について
 3. 「第5章 保存・管理」について
 4. 「第6章 活用構想」について
 5. 「第7章 管理・運営の体制」について

第2章 天然記念物の位置と環境

1. 自然環境及び社会環境

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の所在する大分県日田市は九州島内にあっては北部九州のほぼ中央にあたり、大分県西部に位置する。西は福岡県、南は熊本県との県境をなしている。平成17年3月22日には旧日田郡（天瀬町、大山町、上津江村、中津江村、前津江村）と合併し、南北48.1km、東西24.6km、面積約66,619ha、人口は約77,000人（現在約73,000人）の新日田市が誕生し、市の境界は西が福岡県うきは市や朝倉市、朝倉郡東峰村、八女市星野村、同矢部村、北は福岡県田川郡添田町、大分県中津市、東は大分県玖珠郡玖珠町や熊本県阿蘇郡小国町、同南小国町、南は熊本県山鹿市、菊池市とそれぞれ接している（第1図）。日田市の面積のうち、農耕地は5.6%、宅地は2.2%に過ぎず、林野面積が78.8%を占める山岳林地帯である。

この日田市を起点に、西に向かえば福岡県久留米市や太宰府市・福岡市、北に向かえば北九州市や中津市・宇佐市、東へ向かえば湯布院を抜け別府市・大分市、南へ向かえば竹田市や阿蘇・熊本市へと通じる。このルートは天領として栄えた近世期には筑後国高良山道・久留米城路、筑前太宰府路・福岡城路、彦山路・小倉城路、豊前国宇佐宮路・中津城路・玖珠郡森宮路、直入郡岡城路、肥後国阿蘇山路、隈府路・熊本城路と呼ばれ、旧国の主要な地域と結びついていた文字通り交通の要衝の地である。

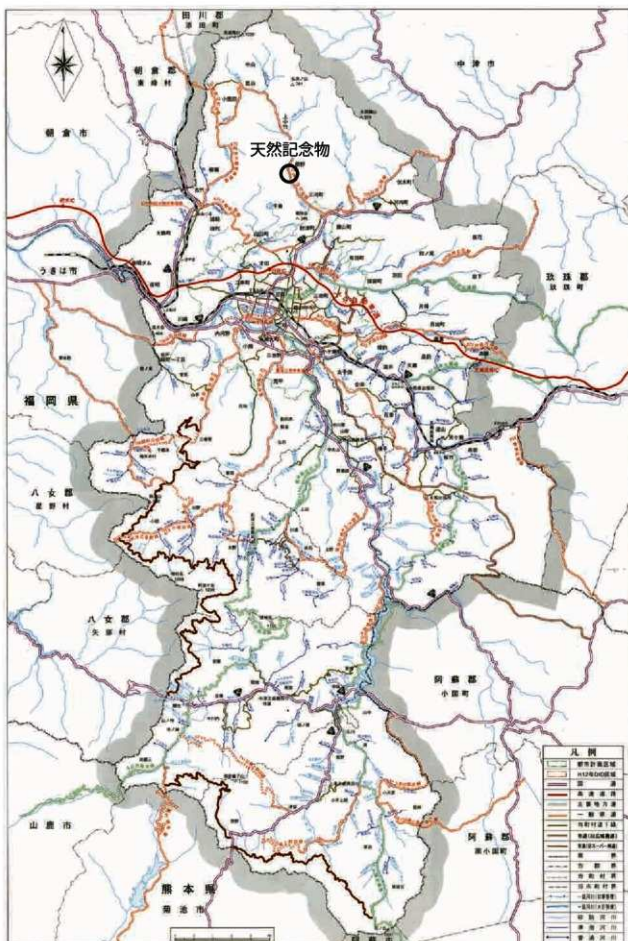
現在でも福岡県との交流が深い日田市は、西に流れる筑後川の上流に位置するなど、その地理的条件に大きく左右され、古来より西からの文化の影響を強く受けて発展してきた街で、大分県のなかにも伝統や文化など全般にわたって独自の文化を色濃く残している。江戸時代には幕府の西国筋郡代（代官所）が置かれ、九州島の政治・経済の中心をなす一方で、この時代に始まった杉の植林は日田杉の一大生産地として知られるようになり、豊富な水源は“水郷”の地と称されている。

（1）日田市の気候と産業・交通

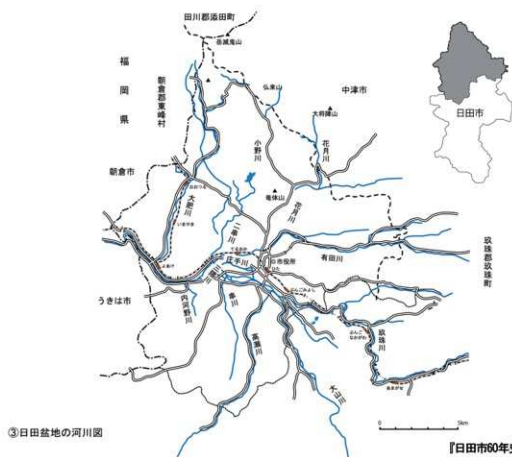
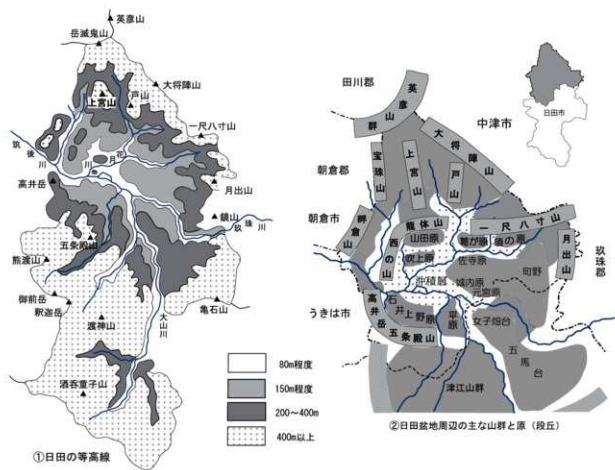
日田市は内陸型気候と言われ、盆地周辺や盆地底部に中小河川が縦横に走っていることと、放射熱が夜間急激に上空に飛散するため、秋から冬にかけて底霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が甚だしく、夏季は熱雷をともしう驟雨（にわか雨）性の降雨が多い。風は西または、西北西の風が多いが、地形の関係から風力は比較弱い。

この日田地方特有の気象は、周囲の山林地帯に、スギ・ヒノキの成長を盛んにし、全国屈指の林産地日田を作り出した。特にスギは秋田・吉野とともに日本三大美林の一つとして有名である。この豊富な林産資源を活用した木材関連産業は、市の基幹産業となっている。

日田市の交通網についてみると、大分から久留米間のJR久大本線、日田から小倉間のJR日田彦山線が通じ、主要幹線道路は国道210号・386号・211号・212号の4本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡、北部九州の主要都市に通じている。更に高速道路、九州横断自動車道長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における産業、経済の流通網を確立している。このような交通状況において、天然記念物に至る主要交通機関との距離は、JR日田駅から約10km、大分自動車道路日田ICから国道212号線を經由して約7km程の、幹線交通網から奥まった位置にあり、現地の前までは便数は少ないがバスが通っている。



第1図 日田市全圖 (1/200,000)



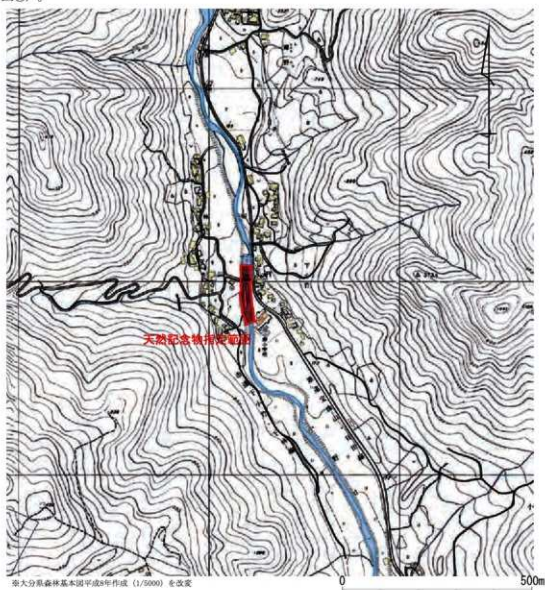
第2図 日田市の地形と地質

(2) 日田市の地形・地質・水利

日田市の地形は典型的な盆地地形で、日田盆地と称されている。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面
で標高は約75～90m、日隈・月隈・星隈と呼称される残丘が盆地内に転々と残り、盆地底沖積面周囲には、市
内では原（はる）と呼ばれる山田原・吹上原・葛原・須ノ原・町野原・佐寺原・長者原などの阿蘇火砕流の流
出によって形成された標高150m前後の台地が段丘状に広がっている。

この台地の外側には竜体山（345m）・西の山（308m）・片峰（約500m）・大石峠（約450m）などの標高約
200～600mの溶岩や礫岩からなる台地が占め、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山（1,036.8m）大將陣
山（909m）・一尺八寸山（707m）・月出山岳（709m）・五条殿山（834m）・釈迦岳（844m）といった標高
約400～1,000m級の山々が連なり、さらに遠方には英彦山（1,199m）系・久住山（1,786m）系・阿蘇外輪山
（900～1,100m）が広がる（第2図②）。

日田市は九州第一の河川である筑後川の上流に位置し、市域全ての河川の系統は筑後川水系に属している。本
市の夜明より上流が筑後川上流域に位置づけられ、市域においては、久住山や阿蘇外輪山を源とする玖珠川や大
山川は盆地東部で合流して三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、二串川、内河野
川といった小河川が合流して筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑紫平野を経て有明海へと注いで
いる（第2図③）。



第3図 周辺地形図 (1/5,000)

(3) 小野川流域の地形・地質

既に報告書（大分県2009、2011）において、下山正一・西田民雄・木戸道男・神川建彦氏らによってこの項目について詳しく述べられており、以下それらを再編集して掲載する。

1) 日田市跡連町周辺の地形および第四紀地質

① はじめに

先行研究として、千田（1992）の研究がある。千田（1992）は日田・玖珠地域の地形面を、高位から、一尺八寸山緩斜面、耶馬溪火砕流台地面、阿蘇4火砕流堆積面、中位段丘1面、中位段丘2面、低位段丘1面、低位段丘2面、低位段丘3面、沖積面の9面に区分した。本報告では阿蘇4火砕流台地面を段丘区分の基準にして、その前後の地形地質を把握することにした。この目的のために、地形面区分をできるだけ簡素化して、日田盆地地域の地形面を低い方から高いほうにかけて、沖積面、低位段丘下位面、低位段丘上位面、阿蘇4火砕流台地面、耶馬溪火砕流台地面の6つに区分した（第4図）。このうち、阿蘇4火砕流台地面は千田（1992）の阿蘇4火砕流堆積面、低位段丘上位面は千田（1992）の中位段丘1面及び中位段丘2面、低位段丘下位面（群）は千田（1992）の、低位段丘1面、低位段丘2面、低位段丘3面に相当する。これらの地形面を構成する地層群が存在する。それらは上から、沖積面構成層（沖積層）、低位段丘下位面構成層、低位段丘上位面構成層、阿蘇4火砕流堆積物、耶馬溪火砕流堆積物である。

② 沖積面および沖積面構成層

日田盆地は筑後川水系の河谷平野である。多くの筑後川支流の河川が盆地の西側で合流し、氾濫原を形成している。盆地の周囲を山地（第4図の白抜き部分）に囲まれている。沖積低地は氾濫原をなし、各河川流域では谷底平野を形成している。多くは水田として利用されているが、河川沿いに沖積微高地が存在しており、微高地上には小集落がのっている。沖積面構成層は沖積層と呼ばれ、主に河成の砂礫層からなる。

③ 低位段丘下位面および同構成層

日田市街地の中心は三隈川と花月川との合流点の上流側にあり、沖積面より一段以上高い低位段丘下位面群上に立地している。低位段丘下位面群は標高80～90mに分布しており、東の丘陵の付け根から下流（西）側に広がっている。日田市街地の低位段丘下位面は沖積面からの比高は2～4mある。同様の低位段丘下位面群が支流の谷底平野に分布している。低位段丘下位面構成層は、主に河成の砂礫層からなる。

④ 低位段丘上位面（群）および同構成層

主に玖珠川南岸の、原から誠和町にかけて分布し、前述の低位段丘下位面よりも一段高く、かつ後述の阿蘇4火砕流台地よりも一段低い。河成の砂礫層であるが、砂礫層の基質として阿蘇4火砕流堆積物由来の火山灰を二次的に含んでいるため、阿蘇4火砕流直後に生じた火山性土石流と考えられる。ラハール（Lahar）とは火山噴火の際、降り積もった火山灰などの火山噴出物が、水分を含んだ流体となって山の斜面を流れ下る現象をさす。周辺に大量の火山灰が降り積もった後に豪雨などで流下する場合や火砕流堆積物で一旦せき止められたダム湖が決壊して生じる土石流も広い意味のラハール堆積物に含まれる。筑紫平野では低位段丘上位面として広く分布しているほか、埋没段丘構成堆積物としてボーリングコアにもしばしば認められる（下山ほか、2010）。

⑤ 阿蘇4火砕流台地面および阿蘇4火砕流堆積物

日田市街地北側の台地や緩傾斜の丘陵の多くは火砕流台地である。火砕流台地は標高140m前後の地形面と160

～180m前後の地形面の2面が識別できる。前者が阿蘇4火砕流台地、後者は耶馬溪火砕流台地と考えられる。阿蘇4火砕流台地を構成する火砕流堆積物には溶結部と非溶結部があり、溶結部は沖積面から60mないし100mの急崖や溪谷をつくっている。溶結部は浸食に強いため、急崖をつくるほか、月隈山や星隈山などいくつかの孤立した残丘地形を形成している。

阿蘇4火砕流台地はその後の筑後川とその支流によって浸食され、地形面は分断され解析された。河川は溶結部を避けて蛇行しているほか、合流点付近の河床には阿蘇4火砕流堆積物の基底部分が存在するなど、阿蘇4火砕流は日田盆地の地形形成に大きく寄与したほか、河床高度を維持するなど今なお大きな影響を残している。

⑥ 耶馬溪火砕流台地面および耶馬溪火砕流堆積物

耶馬溪火砕流は猪牟田カルデラ起源とされ(鎌田, 1985)、噴出年代は松山逆磁極期中のハラミヨ正磁極期である102万年前と考えられている(町田・新井, 2003)。耶馬溪火砕流堆積物は珍珠盆地北方から日田盆地を中心に分布しており、解析された台地や丘陵を構成している。耶馬溪火砕流台地は日田市街地北側では三輪丘陵や有田丘陵および東有田丘陵など、標高160～180m前後、日田市街地の東側の池辺町丘陵や本村丘陵では160～240m前後の、日田市街地南側では300m以上の緩傾斜面を構成している。厚い部分は溶結凝灰岩となって峡谷地形を形成しており、日田市街地近傍では上手町の花月川左岸などに露出して切り立った崖となっている。しかし丘陵頂部や薄い部分は風化して粘土質の土壌となっている。

⑦ 小野川付近の地形

小野川は花月川の支流で、上小竹から河内の間では東西が山地に囲まれ、南北性の沖積低地が谷底平野をつくっている。小野川に沿って低地より1～2段高い面があり、低位段丘面(群)を形成している。阿蘇4火砕流台地は市ノ瀬川との合流部の河内付近に小規模に発達するほか標高160～200m付近に点在している。小野川埋没樹木群が出土した場所の下流側の河床では基底部に近い溶結部が露出している。この標高は140mで、日田市街地周辺の阿蘇4火砕流台地の高さとはほぼ一致する。このことから、阿蘇4火砕流堆積物は日田盆地を埋め尽くし、中心では標高140m前後の平坦面を形成したと思われる。堆積物については省略する。

2) 小野川流域の基盤岩類の地質

① はじめに

岳誠鬼山(1,036.8m)から東へ岳誠鬼峠を経て上塚山へ到る山稜の南斜面を集水域とする小野川流域に分布する基盤岩類の地質について述べる。これらは、阿蘇火砕流堆積物及び埋没樹木群の土台を構成する。

② 基盤岩類各論

山国黒層(英彦山田研グループ, 1984)は小野川流域の基盤をなし、上流から中流にかけ広い範囲に露出する。ガラメキからさらに東へ山国町東部の山国川にかけて分布が広がる。下部の火砕岩類と上部の三陀山火山岩類に分けられるが、付図の地質図上では両者を一括して示した。合使火砕岩類はデイサイト質および輝石火山岩質の凝灰角礫岩を主とし溶岩や凝灰岩を挟む。三陀山火山岩類は輝石火山岩質の溶岩と凝灰角礫岩を主とする。全体的に強く変質し、緑泥石、モンモリロナイトと緑泥石の混合粘士鉱物、下部には緑礫石を生じている。下層は確認できていないが、層厚は700mをこえる。東西方向の轟ヒン岩に貫入される。この岩脈は中～粗粒の輝石ヒン岩、角閃石ヒン岩、角閃石輝石ヒン岩からなり、最大幅は200mである。東西走向の金銀鉱脈を託胎する。皿山付近では本黒層が強く熱水変質した部分小鹿田焼の陶土として採掘している。北坂本黒層に傾斜不整合に被われる。放射年代は中新世末期から鮮新世初頭の値が得られている。北坂本黒層より若い年代が出されているが、中新

世後期の堆積であると推定される。殿町付近では、本累層に挟まれて小野川の河床と左岸に注ぐ小支流に沿ってごく狭い範囲に緑色片岩と黒色片岩の露出が見られる。これらの結晶片岩類は三部変成岩類（筑後変成岩類）に相当すると考えられ、断層に沿って小分布するものと推定される。

北坂本累層（英彦山研グループ、1984）は山国累層分布域を取り囲んで広く分布する。小野川流域では中流から下流にかけて露出する。下位より基盤の変成岩と花崗岩礫岩のみからなる基底礫岩、これをおおってデイサイト質の凝灰角礫岩、火山円礫岩、火山礫凝灰岩、軽石凝灰岩が重なり、さらに輝石安山岩質の溶岩と凝灰角礫岩が重なる。全体的に弱く変質し、スメクタイトを生ずる。層厚は900mをこえる。放射年代は中新世末期から鮮新世初頭であることを示す。

鮮新世輝石安山岩I（木戸, 2007）は、鳥屋山溶岩・屋椎溶岩（英彦山研グループ、1992）・鷹ノ巣山溶岩・高住灰角礫岩（英彦山研グループ、1984）を一括総称する。大日ケ岳東方から英彦山にかけて西南西-東北東方向に長く分布する。下部は主に含角閃石複輝石安山岩質の凝灰角礫岩からなり、上部は数枚の複輝石安山岩質の溶岩が同岩質の凝灰角礫岩を挟んでいる。本溶岩は全般的に新鮮で、層厚は500mをこえる。北坂本累層を被り、大日ケ岳火山岩類に被われる。FT放射年代は410～400万年前の堆積を示す。

大日ケ岳火山岩類（英彦山研グループ、1987）は、大日ケ岳から台山周辺、畔倉山から夜明ダム西方にかけて広く分布し鮮新世輝石安山岩Iを不整合に被う。長さが7～8mに達する角閃石や4～6mmの斜長石を含む特徴的な角閃石安山岩からなる。層厚は100m以下で、FT放射年代は410～400万年前を示す。

鮮新世輝石安山岩II（木戸, 2007）は、英彦山溶岩、障子ケ岳溶岩（英彦山研グループ、1987）、夜明火山岩類（木戸, 1993）を一括総称する。夜明ダムから日田市北西部一帯と障子ケ岳から英彦山・犬ヶ岳を経てさらに東北東方向へ広く分布する。角閃石を含む複輝石安山岩の溶岩を主とし、大日ケ岳火山岩類を不整合に被う。下部にはしばしば凝灰岩、火山礫凝灰岩、凝灰角礫岩を挟む。最大層厚は700mで、大局的には水平層である。FT放射年代は400万年前、K-Ar年代は470万年前を示す。

仏来ノ山溶岩（木戸, 2007）は、大日ケ岳火山岩類に類似する複輝石角閃石安山岩からなる。模式地は仏来ノ山で、直径500m以下の小型の溶岩円頂丘状岩体を形成する。岳誠鬼峠から上塚山へ到る山稜上では鮮新世輝石安山岩II、鮮新世輝石安山岩Iさらには北坂本累層を傾斜不整合に被って分布し、鮮新世輝石安山岩IIIに不整合に被われる。FT放射年代は370万年前と380万年前を示す。

鮮新世輝石安山岩III（木戸, 2007）は、岳誠鬼山およびその東方の山体と小屋ヶ岳付近に東西に分布し、東西長径1～2kmの溶岩円頂丘状岩体を形成する。仏来ノ山溶岩を被い、FT放射年代は350万年前前後を示す。

③ 日田市鈴達町の埋没樹木群発掘地点周辺の基礎岩盤の地質

日田市鈴達町下小竹周辺には上に挙げた地質系統のうち小野川の河床から谷壁にかけて北坂本累層が露出する（第5図）。北坂本累層は、左岸（東側）では標高400m付近で、右岸（西側）では標高250m付近で不整合に大日ケ岳火山岩類に不整合で被われている。さらにこれらは左岸では450m付近で、右岸では270～300m付近で鮮新世輝石安山岩IIに不整合に被われている。左岸での最高所の戸山（706.8m）まで、右岸での最高所の上宮山（644.8m）までこの鮮新世輝石安山岩IIが露出しているため、層厚は250～300mに達する。鮮新世輝石安山岩IIが流出した後のおよそ400万年前から、旧小野川の浸食により現在までに少なくとも500mにのぼる下刻が行われた。



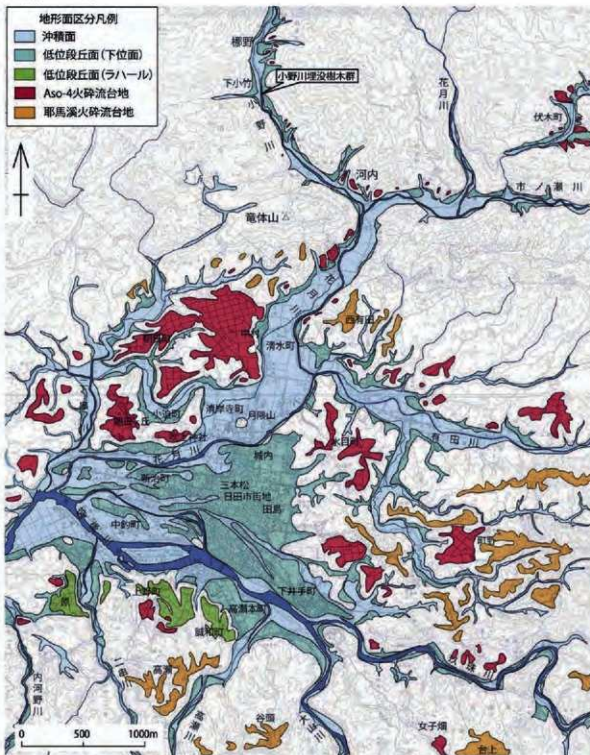
写真2 三部変成岩類の結晶片岩



写真3 北坂本累層の凝灰角礫

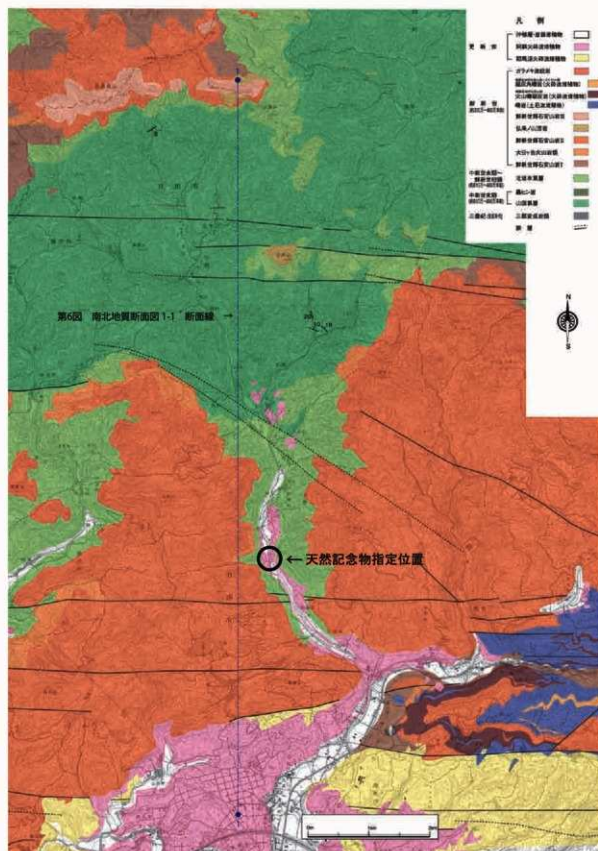
④ 日田市伏木周辺の基盤岩類の地質

伏木地区に分布する阿蘇4火砕流堆積物(約9万年前)の基盤岩類の地質について述べる。伏木周辺は標高400m前後の高地に北東-南西方向の浅い凹地が形成されていて、旧伏木小学校付近が分水界となり凹地の北東は東への水系をなし、南西は西への水系をなしている。凹地の北側には鮮新世輝石安山岩Ⅱが広く露出するが、南側には土石流堆積物の特徴を示す礫岩が分布している。鮮新世輝石安山岩Ⅱと礫岩との関係は互いに指交関係にあると推測される。凹地の北側では旧伏木小学校の北、北東の墓地のある丘、さらに西の牧場の南面に鮮新世輝石安山岩Ⅱに接して阿蘇4火砕流堆積物が残存している。凹地の南側では礫岩層を被って阿蘇4火砕流堆積物の非溶結部が残存している。



第4図 日田盆地の地形区分図

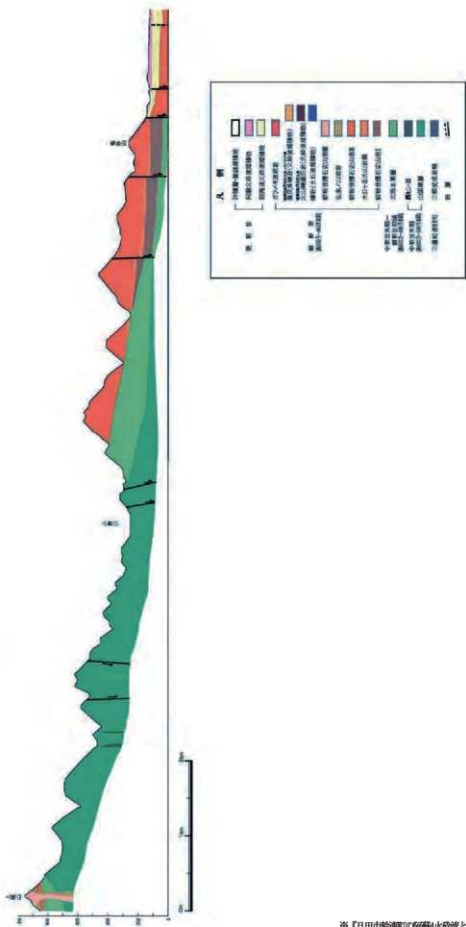
※「日田市の地質」(日田市の地質と阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査) 大分県教育委員会 2011より



第5図 小野川流域の地質図

※「日田市輪廻館の多編気火約坑と埋没樹木群調査」
大分県教育委員会 2009 1・9

1-1'断面



第6図 南北地質断面図

※『日田市建設部の避難火災線と埋設樹木群調査』
大分県教育委員会 2009 より

2. 歴史環境

(1) 日田市の歴史概観

日田市において人類の生活の痕跡が確認されるのは、約3万5千年後の後期旧石器時代初頭頃である。天瀬川五馬台地周辺に見られる杉ノ遺跡や西遺跡といった遺跡では、後期旧石器初期の遺物が発見されており、高瀬川遺跡では、炭化物から3万4千年前後の年代が推測されている。さらに、細石器文化期には亀石山遺跡をはじめとした多数の遺跡が発見されるものの、縄文時代に入ると次第に遺跡の発見例は減少する。縄文時代後期には五馬台地よりも、日田盆地の小河川流域において遺跡が確認されるようになり、弥生時代以降に日田盆地とその周囲において遺構・遺物量の増加が目立ち始める。

弥生時代には、福岡平野や筑後地方の影響を受けて、本格的な集落が成立し、三石教田遺跡や長者原遺跡などの環濠集落も確認されている。吹上原台地には、弥生時代前期から後期まで連続と続く一大弥生集落で、盆地内の拠点集落でもある吹上遺跡がある。台地東部の6次調査区からは大型成人用甕棺墓群とそれに伴う南島産貝製陶輪、銅戈、鉄剣、硬玉製勾玉、ガラス製管玉などの副葬品が出土しており、福岡平野や佐賀平野を中心とする北部九州弥生文化の影響が色濃く見て取れる。

吹上遺跡の北300mほどの位置にある小迫辻原遺跡では、3基の環濠集落と3基の方形環濠建物（居館）が発見され、弥生時代後期末から古墳時代初頭頃に有力者のための環濠集落とその中から発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現していく過程が理解され、この種の遺構としては初現の貴重なものとして高く評価されている。続く、古墳時代中期になると秋鶴遺跡で鍛冶遺構が見られ、盆地内各地の集落がカマドを持つ住居や初期須恵器が出現するなど、新たな文化が流入したことが窺える。

古墳については、現在市内で確認されている約70基の古墳のうち、はっきりと前期に比定できるものはなく、中期と多くは後期の古墳である。特に、史跡穴観音古墳、史跡法恩寺山3号墳、史跡グラウンドヤ古墳などの装飾古墳の存在は、筑後川下流域との強い繋がりを窺わせる。朝日宮ノ原台地上に2基の前方後円墳からなる朝日天神山古墳群がある。2基ともに後期の築造と考えられており、2号墳は市内最大の古墳で、埴輪として使用されたと考えられている須恵器大型甕などが出土している。また、市内各所の溶岩台地の崖面には、多くの横穴墓が営まれる点が特徴的である。

律令下の古代日田郡には、5郷、14里、1駅が置かれた『豊後国風土記』に記されている。上野第1遺跡で確認された古代建物群と「豊馬豊馬」銘の刻書石製権は、『延喜式』に見られる石井駅の存在を窺わせる。また、盆地東部の大波瀬遺跡や慈眼山遺跡においても、古代の遺構と墨書土器などの遺物が確認されており、官衙や寺院に関連する施設の存在を窺わせる。『豊後国正税帳』には当時の主要な役職と人物名が記されており、古代日田郡において郡司職にあったのが日下部氏であったことが窺える。日下部氏は11世紀前半の別荘の開発を最後に勢力が衰え、代わって疑問郡司であった大藏氏が台頭し、中世日田を治めることになる。

大藏氏は花月川沿いの慈眼山丘陵を居城とし、慈眼山から花月川を挟んで北に広がる日田条里上手地区一帯には10世紀～13世紀ごろの集落を見ることができる。大藏氏は鎌倉幕府から地頭職が安堵された後は御家人となり日田氏を称するようになり、15世紀中頃に大藏姓日田氏が断絶するまで、慈眼山遺跡を中心として日田の地を治めることとなる。大藏姓日田氏断絶の原因については『豊西記』『日田記』『日田造館記』でそれぞれ異なった記述がされているため真相は不明であるが、大藏姓日田氏断絶後は大友四郎親満が日田氏を継ぎ、大友姓日田氏が成立する。慈眼山南側の沖樗畑には慈眼山遺跡が広がっており、15世紀～16世紀ごろの武家屋敷群が計画的に造成されている。

この大友姓日田氏も16世紀前半には断絶し、その後8名の郡老支配を経て、日田は太閤開入地となり、江戸幕府成立後は一時親藩・譜代大名の支配を除けば御幕府領となる。寛永16年（1639）には永山布政所（代官所）が置かれ、18世紀中頃には郡代に格上げされて、幕府による九州支配の中心地として繁栄することとなる。

(2) 日田市の指定文化財

市内には数多くの文化財が残り、165件の文化財が指定されている。そのうち、天然記念物は27件あり、うち市指定が23件を数え市内各所に散在している。その他の文化財は市内各所に多岐に渡っており、国県市の区分は別として、ほぼ全ての文化財区分に該当している。

指定文化財の種類では有形文化財も81件と多く、史跡も27件と多数を占めており、威直園跡やガランドヤ古墳など、史跡の整備に着手しているものもある。

そのほか、近年では豆田町の重要伝統的建造物群保存地区や小鹿田の里の重要文化的景観保存地区、日田祇園といった文化財の保存修理などの取り組みも行なっている。

第1表 日田市の指定文化財数(平成24年3月末現在)

国指定文化財		県指定文化財		市指定文化財		合計
重要文化財	11	有形文化財	24	有形文化財	46	81
重要無形文化財	1	無形文化財	—	無形文化財	—	1
重要有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	2	2
重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	5	無形民俗文化財	4	10
史 跡	6	史 跡	6	史 跡	15	27
名 勝	1	名 勝	1	名 勝	—	2
天然記念物	1	天然記念物	3	天然記念物	23	27
国選定						
重要伝統的建造物群	1	—	—	—	—	1
重要文化的景観	1	—	—	—	—	1
選定保存技術	1	—	—	—	—	1
国選択						
無形民俗文化財	2	無形民俗文化財	2	—	—	4
国登録						
登録有形文化財	8	—	—	—	—	8
総 計						165

(3) 小野川周辺の指定文化財

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の所在する小野川周辺には、上流には国重要無形文化財の小鹿田焼や国選定重要文化的景観小鹿田焼の里などが指定保存され、また整備に向けた事業が図られている。

また、中流域にあたる小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群指定地に隣接して、市指定有形民俗文化財の下小竹精米製粉用箱水車や精米用箱水車が指定保存されており、これらは小鹿田焼の唐臼とともに、豊後の水車習俗として国の無形民俗文化財の選択を受けている(第7図)。

こうした指定文化財のほかにも、福岡県との県境をなす上流域には、小野谷を眺望できる英彦山から続く岳滅鬼山には、ブナ、カシ、モミなどの原生林の自然景観や、山伏の修験場であった法華岩をはじめ国境石などの歴史産物が残っている。このほかにも小野川には自然が造り出した釜ヶ瀬渓谷があり、流域沿いには戸山神社や北山神社など由緒ある歴史建築物もみられる。

① 国指定重要無形文化財の「小鹿田焼」

小鹿田焼は、江戸時代中期（享保年間）、小石原焼の柳瀬三右衛門、鶴河内村の黒木十兵衛らにより開窯され、300年余りの歴史を有す。小鹿田焼の特徴は、開窯以来続けられてきた伝統的な手作業の技術による素朴な作風にある。周辺の山から採取された原土を、水の力を利用した唐臼で粉砕し、水箒・乾燥を経て陶土としている。成形には蹴轆轤が使われ、模様付けには刷毛目・飛び砲・櫛目・指掻き・打掛け・流掛けなどの技法を用い、伝統的な登り窯による焼成を経て作品が完成する。日用生活雑器を作りつけ、その「用の美」が民藝運動の創始者柳宗悦や英人陶芸家バーナード・リーチらに称賛され、名が世に知られるようになった。現在10軒の窯元により窯の火が守られている。



写真4 小鹿田焼

② 国選定重要文化的景観の「小鹿田焼の里」

小野川の源流の一つである大蒲川及び五色谷川が形成した狭い谷地に残る小鹿田皿山地区と池ノ鶴地区は、水・土・木といった地域資源を巧みに利用した生活・生業を営んできた。皿山地区では、当地で採取される陶土を利用した小鹿田焼の生産が行われる。「唐臼」と呼ばれる陶土を粉砕する施設は河川の水力及びアカマツなどの木材を活用したものであり、窯焼きの燃料には周辺で産出される杉材が用いられる。池ノ鶴地区では、急峻な斜面地に当地に分布するプロビライト（変 朽安山岩）を利用した石積みいしづみの棚田が形成され、「除け」と呼ばれる独特の水利システムによって営農が継続されているほか、シイタケ生産や杉材を活用した薪炭材生産が行われる。このように、両地区での資源を活かした窯業や農業といった生業が、当地の生活の在り方を示す重要な文化的景観である。



写真5 小鹿田焼の里

③ 国選択無形民俗文化財の「豊後の水車習俗」

山がちで溪流に恵まれた大分県では、各地で多様な水車が使用され、精米や製材用の大輪水車が使われていた。その簡略型の精米用箱水車も稼動し、灌漑用の自転揚水水車・足踏み水車もある。水車とは言えないが、シーソー状に動く小鹿田焼の唐臼や精米用のサコンタロウなども使用されてきた。水車は江戸中期頃から記録に見られるようになり、明治後半に最盛期を迎え、精米水車だけで約500軒が営業していた。

④ 市有形文化財の「精米用箱水車」

明治中期に設置され、精米用として現在も稼動している。形態は棒の両端に水受けの箱が付けられ、たまった水の重さで回転させる単純なものである。この方法はいずれの水車にも共通しているが、箱を用いることから水車の祖型と考えられている。珍しい水車の形式として貴重なものである。



写真6 小鹿田焼の唐臼



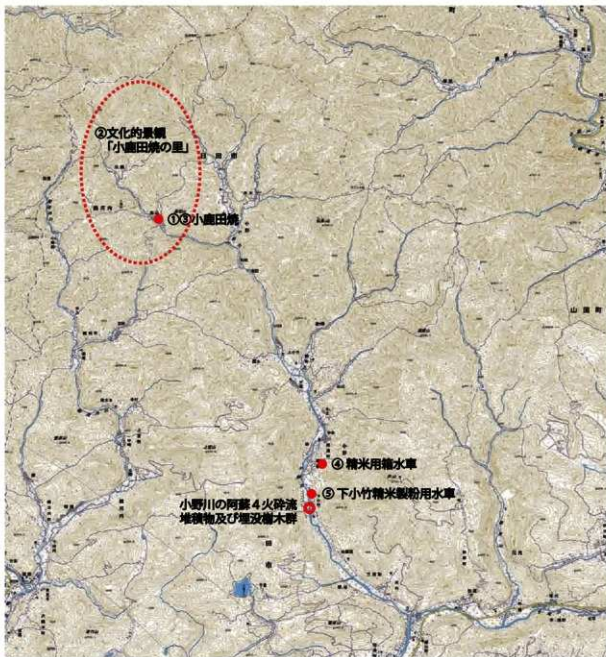
写真7 精米用箱水車

⑤ 市有形文化財の「下小竹精米製粉用水車」

製作年代は明治中期と推定され、県下で現存する明治期の水車としては唯一のものである。小野川より取水し、幅 50cm ほどの水路を流し、落差を 2m ほどつけることによりその力で水車を回す。車輪の左に搗臼、また右に石臼が取り付けられている。それぞれを歯車でかみ合わせ、精米・製粉ができるように工夫されている。水車小屋は機械化前の本来の姿を忠実に伝えている。経年及び台風被害等により老朽化していたが、平成 18 年度に保存修理が行われ、旧来の水車小屋の姿を取り戻している。



写真 8 下小竹精米製粉用水車



第 7 図 小野川流域の指定文化財位置図

第3章 天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の指定概要

1. 指定までの経緯

(1) 発掘調査までの経緯

小野川の埋没樹木群は、昭和15年頃の日田市鈴連町下小竹橋建設の際に大量の樹木片が発見されたことに端を発する。この樹木片は“埋れ木”と呼ばれ、地元では江戸時代に山崩れが起こり、木が埋もれたと伝えられてきた。

平成3年には台風の影響による大水が発生すると小野川の川底をさらい、樹木の一部が再び地元住民の目にとまるようになる。当時の鈴連町の自治会長によってこの木を活かして地元の活性化を図ろうと大分県に話を持ちかけ、翌年には地元の要請を受けた大分県土木事務所が河床から埋没樹木の一部を引き上げられ、新聞等の報道で話題となり、住民の関心をひくことになる。

その後、平成5・6年には光谷石炭（当時、奈良国立文化財研究所）氏と連絡をとり、その取扱いについて協議を行った。平成7・8年には光谷氏らによる現地の状況調査や樹種鑑定のための埋没樹木の試料採取が行われ、光谷氏からは日田市教育委員会に対して本格的な調査の必要性が提言された。これを受け市教委では、当時進められていた県道建設計画に伴って、発掘調査を実施するよう、大分県教育委員会に要望を行ってきた。これらの要望や協議を経て、平成18年には県道改良工事とそれに伴う下小竹橋の改良工事の概要が申明したことから、市教委と県教委で協議を重ね、平成18年12月18～平成19年1月31日に事前調査を行うこととなった。



写真9 取材風景

(2) 発掘調査の経過

小野川の発掘調査は、大分県教育委員会が県道宝珠山日田線道路改良工事に先立ち、「埋れ木調査」として開始した。1年目にあたる平成18年度は、事前の確認調査として12月18日～1月31日に関約50㎡の調査が行われ、阿蘇4火砕流堆積層と埋没樹木群の存在が申明し、これが平成4年に発掘調査された佐賀県上峰町八藤遺跡の埋没林と酷似することが確認された。この新聞報道等も行い平成19年度以降に本格的な調査に着手することとなった。

平成19年10月22日～平成20年1月31日には樹木試料の取り上げや地質サンプル採取調査を行った。平成20年度には道路改良工事が予定されているため、6月から翌年の3月まで、本格的な発掘調査が実施された。この結果、その価値が明らかとなり、マスコミ報道や現地説明会などが行われ、大きな話題となった。また平成22年6月から3月には河川工事中に埋没樹木が発見されたため、急速、追加発掘調査が行われた。一連の調査で、埋没樹木群は阿蘇4火砕流の影響で埋没したことが確認され、その堆積層やその後の火砕泥流、土石流の堆積層も確認されるなど、約9万年前の阿蘇4火砕流の痕跡とその情報を掴むことができた。

さらに、火砕流堆積層に含まれる発見樹木は、大小あわせて平成20年度が約200点、平成22年度が約100点の合計約300点にも及び、このうち約50点を試料用に取り上げ、保存処置が行われている。

なお、現地は出来る限りの保存対策がとられ、止むを得ない部分については工事が進められた。

現在までの経過概略

平成4年	11月12日	県土木事務所が、「埋れ木」を引き上げる(写真10)。
平成7年	4月18日	光谷拓実(当時、奈良国立文化財研究所)氏が、現地調査する(写真11)。
平成8年	3月11・12日	光谷拓実氏、長岡信治(長崎大学)氏が、現地調査する。
平成18年	9月27・28日	県教育委員会が、日田「埋没林」調査検討会を実施する。
	12月18日	県教育委員会が、緊急の発掘調査を実施する。～1月31日
平成19年	1月26日	県教育委員会が、発掘調査の現地説明会を開催する。
	1月22・23日	県教育委員会が、日田「埋没林」調査指導者会を開催する。
	2月13・14日	県教育委員会が、日田「埋没林」調査指導者会を開催する。
	10月22日	県教育委員会が、緊急の発掘調査を実施する(写真12)。～1月31日
平成20年	6月23日	県教育委員会が、発掘調査およびサンプル調査を実施する。～8月5日
	8月9日	県教育委員会が、発掘調査の現地説明会を開催する(写真13)。
	8月20・21日	県教育委員会が、日田「埋没林」調査指導者会を開催する。
	9月4日	県議会で、日田の埋没林について一般質問が出される。
	12月16日	日田市が、大分県に小野川の埋没樹木の保存活用の要望書提出。
平成21年	9月16日	～小野公民館に埋没樹木を展示する(写真14)。
平成22年	2月5・6日	～県教育委員会が、日田「埋没林」調査指導委員会を開催する。
	4月1日	～日田市が、小野埋没林等活用推進事業を開始する。
	7月23日	～県教育委員会が、緊急の発掘調査を実施する(写真15)。～8月10日
	9月13日	県議会で、日田の観光振興のなかで埋没林の活用について一般質問が出される。
	11月6日	～小野川下小竹埋没林を展示公開する(写真16)。～12月26日(パトリア日田)
	12月4日	～埋没樹木を県立先哲史料館「大分の博物館展」(大分市)で公開する(写真17)。～1月23日
	12月9日	～埋没樹木を条件付で日田市が借用資料として管理を行う。～平成27年度
平成23年	1月14日	日田市教育委員会が、「小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群」の意見具申を文部科学大審査にて提出する。
	2月9日	～埋没樹木の加工を委託する。～3月31日
	3月1日	～小野川埋没樹木で製作の「お雛様」の一般公開をする(写真18)。～31日(パトリア日田)
	4月1日	～小野川下小竹埋没林保存活用事業を開始する(写真19～21)。
	5月20日	国の文化審議会で、天然記念物「小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群」の答申が出される。(写真22)
	8月6日	市教育委員会が、特別展「小野川の阿蘇4火砕流と埋没樹木が語る9万年の世界」展を開催する(写真23・24)。～28日(パトリア日田/入館者3,126名)
	9月20日	県議会で、日田の埋没林の活用について一般質問が出される。
	9月21日	「小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群」が、日田市で初めて国の天然記念物指定を受ける。
	10月29日	埋没樹木を九州国立博物館(太宰府市)で展示公開する(写真25)。～12月18日
	11月19日	第1回大分県ジオシンポジウムに出席する。(豊後大野市)
	12月15日	平成23年度日田市10大ニュースに「小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群」の国天然記念物指定が選ばれる(写真26)。
平成24年	1月18日	埋没樹木を「大丸・日田展」(福岡市)で展示公開する(写真27・28)。～1月23日
	1月23日	～埋没樹木を福岡県立九州歴史資料館(福岡県小郡市)で展示公開する(写真29)。～3月31日



写真10 引上げられた埋れ木



写真11 発掘調査の様子



写真12 発掘調査の様子



写真13 現地説明会の様子



写真14 小野公民館に展示



写真15 発掘調査の様子



写真16 バトリア日田で埋没樹木を展示公開



写真17 県立先哲史料館で展示公開



写真18 埋没樹木で製作の「お籠様」の公開



写真19 埋没林保存活用事業①



写真20 埋没林保存活用事業②



写真21 阿蘇4火砕流堆積物土層



写真22 天然記念物指定の答申記事



写真23 バトリア日田での特別展開催①



写真24 バトリア日田での特別展開催②



写真25 九州国立博物館で展示公開



写真26 平成23年度日田市10大ニュースに



写真27 「大丸・日田展」で展示公開①



写真28 「大丸・日田展」での展示公開②



写真29 九州歴史資料館で展示公開

(3) 指定の経過

このような発掘調査の成果によって、天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群の重要性や価値が次第に明らかになるにつれ、その保護の機運が高まり、平成20年9月の県議会でも取上げられる。

市教委では大分県文化課と活用に向けての協議を進め、平成20年11月12日には、指定に向けた学術的価値付けの実施とともに保存活用を図る要望書を大分県知事宛に提出した。

その後、平成21年には保存の協議を進め、平成22年には日田市は文化財指定による保存の方針を固めた。

この年の11月には文化庁記念物課の柱主任調査官の指導を受け、平成22年1月14日には指定に向けて、市教委より文化庁への意見具申を行った。平成23年5月20日には文化審議会の指定答申が出され、平成23年9月21日に天然記念物として指定された。

文部省告示及び指定基準・指定説明等は、以下のとおり。

○文部科学省告示第142号

文化財保護法（昭和25年法律第244号）第69条第1項の規定により、次に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第3項により告示する。

平成23年9月21日 文部科学大臣 中川 正春

名 称：小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群

所在地：大分県日田市大字小野

地 籍：大分県日田市大字小野字宮ノ前997番5と同字山際1165番に挟まれ、同字笹ヶ原912番と同字神田1188番に挟まれるまでの河川敷

○その他指定に関する情報

指定面積：4,091.61㎡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）天然記念物の部3地質鉱物による。

指定説明：阿蘇火山は、九州の中部にある世界有数のカルデラ火山である。中でも阿蘇4火砕流（9万年前）は、阿蘇火山最大の噴火によるものであり、火砕流は山口県萩市まで到達しており、火山灰は遠く北海道東部まで飛散している。

大分県日田市小野川沿いにこの阿蘇4火砕流堆積物と火砕流になぎ倒されて取り込まれた樹木化石が良好に算出することが最近の調査で明らかになった。このような例は、佐賀県上峰町の八藤遺跡での発見に次ぐ2例目である。

日田地域に分布する阿蘇4火砕流堆積物は、岩相などの違いから下位より阿蘇4-I～IVの4つのユニットに分けられる。小野川の阿蘇4火砕流堆積物は、このユニットのうち阿蘇4-Iに対応し、日田地域の阿蘇4火砕流堆積物の最下部の層相を示すものとされる。小野川で発見された阿蘇4火砕流堆積物を含む地層は、堆積した順に0-Iから0-Vの五つに分けられる。0-Iは、火砕流が流れる以前の地表面を構成していた当時の河床礫堆積物である。0-IIが阿蘇4火砕流堆積物で、0-II-a～0-II-eの5つに細分される。0-IIIは、火山泥流の堆積物、0-IVは土石流堆積物、0-Vは現小野川河床に続く河床礫堆積物となる。埋没樹木群は0-II-dの上部に集中する。

また、埋没樹木については、八藤遺跡（天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」）ではヒメバラモミを主体としたトウヒ属を中心にブナ属やカエデ属などが発見されており、小野川ではトウヒ属、ヒノキ科、スギを主体とする針葉樹が優占する。さらに埋没樹木群は八藤遺跡が現位置をとどめた「現地性化石」に対し、小野川は2次堆積による「異地性化石」であり、樹木断面は前者は原形を保ち、後者は大きく変形している。

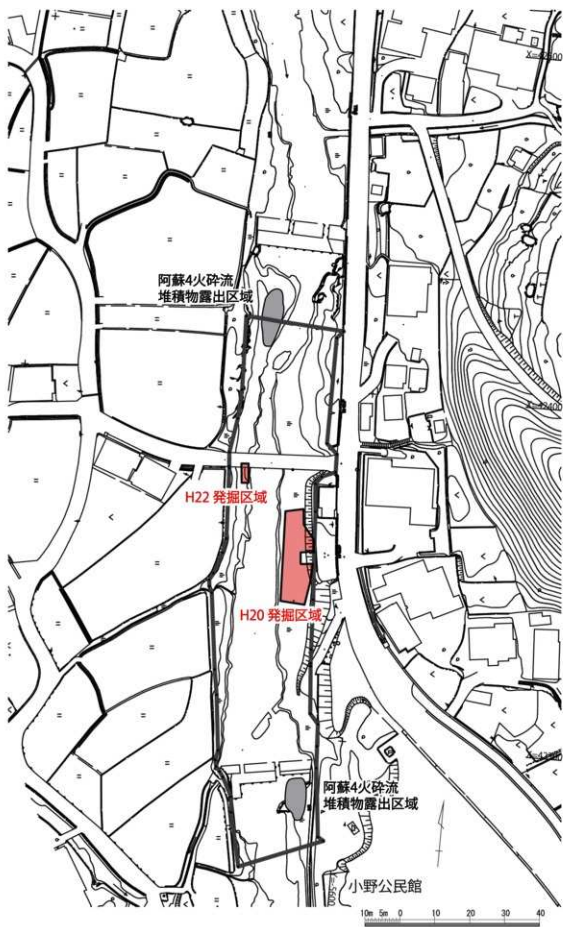
これは、噴火口からの流下距離（小野川が40キロメートル、八藤遺跡が70キロメートル）に応じた阿蘇4火砕流による衝撃の強さの違いによるものと考えられる。

樹木化石の最外年輪の形成状況から、火砕流の発生時期は、樹木の生育の停止期間である晩秋から晩春にかけての時期であることが推定されているが、これは八藤遺跡での分析結果と矛盾しない。また、花粉分析から、小野川では絶滅したフウ属の花粉が発見されている。

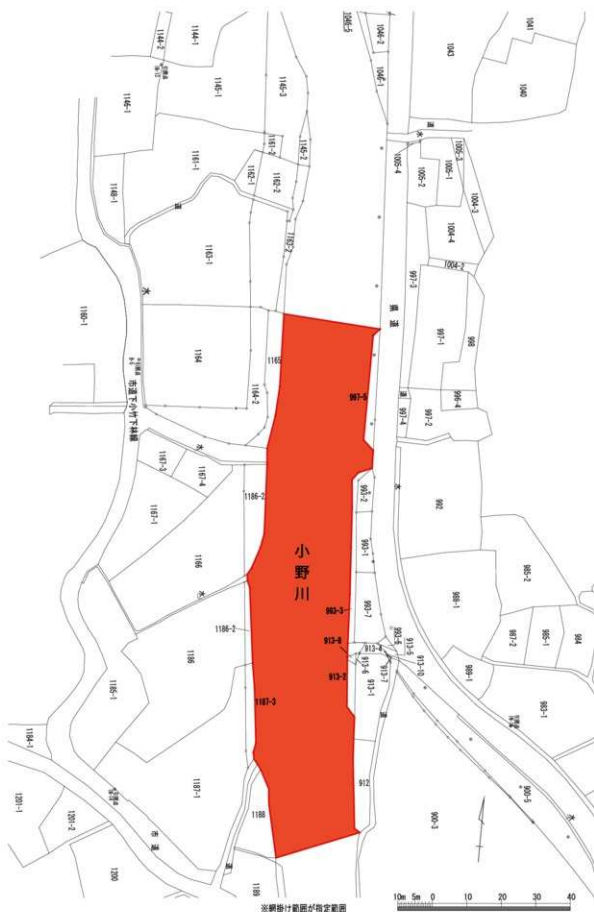
小野川での阿蘇4火砕流堆積物の堆積の仕方、次のとおりと推定される。現在の小野川に近い礫床河川に南方から流下の途中で森林を破壊した火砕サージが流れ込む（0-II-aおよびb）。続いて火砕流本体が到達し、組成は上部に向かって火山灰から軽石質に変化していき（0-II-cおよびd）、最上部に樹木群が堆積する。樹木群の周辺では、火砕流の熱で炭化が進行する。ガス抜けとともに細粒の火山灰が流出し、軽石や岩片など粗粒部分が残る（0-II-e）。周辺に堆積した火砕流堆積物が火山泥流となって堆積する（0-III）。火山岩や溶結凝灰岩の巨礫を含む土石流堆積物が堆積する（0-IV）。現在の小野川に連なる河床礫が堆積する（0-V）。

このように小野川では火砕流の堆積の詳細と噴火後の泥流や土石流の発生という阿蘇4火砕流堆積物の堆積の詳細が観察され、火山国日本において最も最大の火山噴火について多くの新たな知見が得られ重要であるため、天然記念物に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成23年9月号より）



第8図 指定周辺地形図 (1/1,100)



第9図 指定範囲地籍図 (1/1,100)

2. 天然記念物 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の概要

この天然記念物の特徴は、阿蘇4火砕流堆積物と火砕流によってなぎ倒されて2次的に堆積した埋没樹木群の堆積が小野川の河底に良好な状態で保存されていることである。そこで、この特徴をさらに明らかにするために、発掘調査等によって明らかとなったことを以下に説明する。また、発掘調査の成果を大分県教育委員会発行の報告書（2009、2011）を基に天然記念物の特徴をまとめる。

（1）火砕流堆積物と地質の特徴

発掘調査地点の堆積物は、場所によって多少の違いは見られるものの、概ね5層に区分でき、下位からⅠ～Ⅴ層とされる。（第9図）

Ⅰ層（旧河礫及び古い土壌）

大礫から細礫サイズの円礫を主体とし、上部には部分的に厚さ20cm以下の中粒砂及び暗褐色で砂質の泥が覆っている。

Ⅱ層（火砕流堆積物）

層厚約2mで、狭い意味で埋没樹木群含有層にあたる。この層内を火山灰や溶結凝灰岩、軽石などの構成物質の違いからさらに下位よりa～eの5層に区分できる。a～cは火砕流堆積物、dは火砕流（軽石流）主部、eは樹木の炭化により発生したガスや水蒸気によるガス抜け充填物と理解される。また、この層は大量の湧水を含んでいる。



写真30 埋没樹木出土状況

Ⅲ層（火山泥流堆積物）

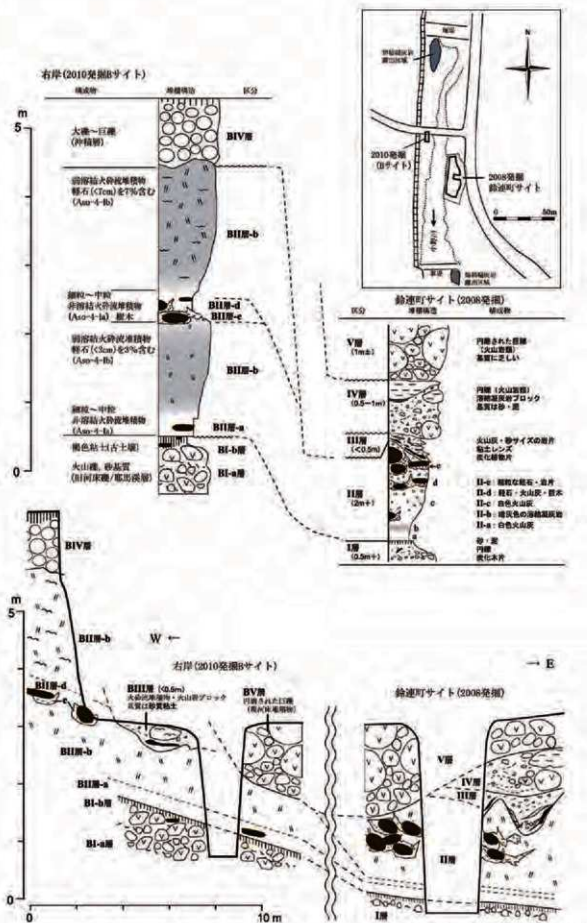
砂サイズの岩片と火山灰からなり、径数10cmの炭化木片を含んでいる。構成物はⅡ層と共通して一見しただけでは区別しにくい、Ⅱ層起源の火山泥流（ラハール）堆積物と考えられる。

Ⅳ層（土石流堆積物）

砂と泥からなり多量の円礫を含んでいる。円礫は大礫～巨礫だが、小さなものも含んでおり、全体に不淘汰な堆積物である。

Ⅴ層（現小野川の河床礫）

円磨度の高い巨礫からなり、砂などの基質に乏しい。このような堆積層は鉱物組成等の分析や観察結果から、その形成史は次のように推測される。現在の小野川と共通した魏末河川に、阿蘇4火砕流の流下途中で森林を破壊した火砕サージが流れ込み、Ⅱ層の下部（a～b）が堆積し、ついで火砕流本体が森林の破壊によって生じた多量の樹幹を輸送し、この場所と樹幹と共にⅡ層の上部（c～d）が堆積した。この際、火砕流堆積物の熱が樹幹の水分を揮発し表面を炭化させた。旧地表に近い部分しか溶結しなかったと想定される。この際、発生したガスや水蒸気により細粒物質が除かれガス抜け構造がつけられている。その後、周辺山地に堆積した火砕流堆積物は、降雨と共にⅢ層の火山泥流を発生させ、続いて発生した土石流によってⅣ層が堆積し、現在の小野川河床が形成された。



第10図 断面模式図

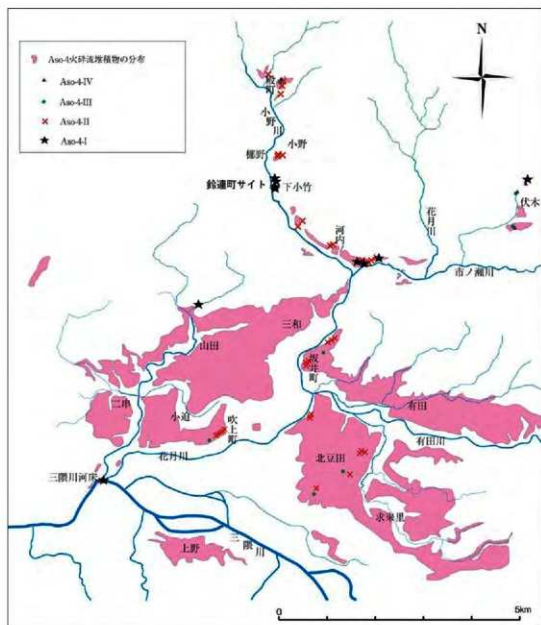
大分県教育委員会 2011 より

(2) 日田地域の阿蘇4火砕流堆積物

日田盆地の阿蘇4火砕流堆積物は、阿蘇カルデラ周辺の熊本県や大分県、縁辺の福岡県、山口県での区分に対応し、下位から順にⅠ～Ⅳの4つに細分(ユニット)出来る。

阿蘇4-Ⅰ：火山灰～軽石流堆積物(弱溶結～非溶結)で、重鉱物組成などから発掘調査地点堆積物層のⅡ層に対比できる。阿蘇4火砕流堆積物最下部のユニットで「小野火山灰流堆積物」と呼ばれる。三隈川川床、山国川流域の山国阿藤野木などで認められるほか、阿蘇カルデラ周辺で確認されるが、山口以北には確認されていない。

阿蘇4-Ⅱ：軽石流堆積物(強溶結～弱溶結～非溶結)で、発掘調査地点では確認出来ていないが、日田付近の阿蘇4火砕流堆積物の大半を占めており、地元では「灰石」と呼ばれている。阿蘇カルデラ周辺に広く分布しており、「八女軽石流堆積物」に対比できる。このユニットは透水性がよいため、火砕流台地台麓では基盤との境界部の随所に湧水が見られる。



※ 『日田市鈴瀬町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査』大分県教育委員会 2011 より

第11図 日田盆地周辺の阿蘇4火砕流堆積物の分布

阿蘇4-III：火山灰流堆積物（非溶結、粘土質）で、火砕流台地を構成する阿蘇4-IIユニットを覆っており、3～5mの厚さで、砂サイズより大きい構成粒子の量は非常に少なく灰白色～灰色で粘土化が進み、一部で赤色化も認められる。日田市天瀬のほか熊本県・福岡県・山口県に広く分布しており、「湯辺田火山灰流堆積物」に対比できる。

阿蘇4-IV：軽石流堆積物（非溶結）で、厚さ3mの黄褐色～赤褐色の非溶結堆積物で、径数cmの黄褐色の軽石を含み粘土化が進んでいる。阿蘇4火砕流堆積物の最上部を構成しており、カルデラ周辺及びカルデラから150km離れた山口県でも層厚約3mが認められる。「鳥栖オレンジ軽石流堆積物」に対比される。

(3) 阿蘇4火砕流前後の古環境

1) 埋没樹木の特徴

火砕流の直撃で粉砕された大小の樹幹類は火砕流堆積物中に上下に折り重なった状態で発見された。これらの倒木の方向は一定ではなく、2次的に再堆積した様相を呈している。本地域の樹木遺体群（埋没樹木）は原位置を留めた「現地性化石」と呼ばれるものではなく、樹木が生育していた場所

から移動し、異なる場所に堆積した「異地性化石」と呼ばれるものもある。これらのうち、年輪年代学的な分析を加えることが出来たものは42点で、その内訳はトウヒ属20点、ヒノキ科16点、スギ6点の総数42点である。これらは一度の火砕流の直撃でなぎ倒されたものであったが、樹幹の芯まで完全に残っているものでもその横断面は全体的に楕円形に変形してしまい、正常な年輪を呈していないものが圧倒的に多く、火砕流の直撃の衝撃でもとの樹幹形状をしているものは少なかった。また、この樹木の表面には火山礫が埋没し、樹木の片面にのみ見られることから、時速100km

以上の流速をもった火砕流に含まれていた礫が樹木に打ち込まれたものと推察される。

そのほか、年輪年代学的な検討から下記の重要な知見が得られている。

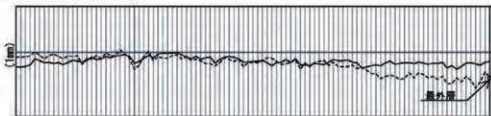
- ① 小野川埋没林と佐賀県八藤遺跡の現場は約40km離れているが、どちらも同じ阿蘇4火砕流によってなぎ倒され埋没した森林と年輪年代学的に判断され、約9万年前の巨大噴火災害の痕跡を年輪年代学的に明らかにしたことは、日本で最初であり世界でも例を見ない学術的にも非常に価値の高いものといえる。
- ② 被災前の森林がどの程度の樹齢の針葉樹で構成されていたのかが、今回計測したのもで見る限り、トウヒ属では400年以上、ヒノキ科では1,000年以上、スギでは300年以上の老齢木が生育していたといえる。
- ③ 火砕流の発生時期は、八藤遺跡と同じ成育停止期間中に起こったもので、当該年の10月以降から翌年の4月ごろまでの間と推測される。



写真31 圧力で変化した樹木



写真32 火山礫が打ち込まれた樹木（白丸部分）



第12図 八藤遺跡出土トウヒ属6点（実線）の平均値バターングラフと小野川埋没林トウヒ属4点（点線）の平均値バターングラフの一致状況

※『日田埋没林の形成（火砕流と埋没樹木群調査）』大分県教育委員会 2009より

2) 埋没樹木の樹種と森林構成

埋没樹木は総数 300 点余りが出土しており、そのうち樹種鑑定を行ったものの樹種は以下の通りである。全試料中 65% がヒノキ科、スギ、トウヒ属で占められており、全試料量の 65% にあたることから、これ

第2表 樹種鑑定一覧表

樹種	点数	樹種	点数	樹種	点数
ヒノキ科	85	ニレ属	9	トネリコ属	16
スギ	22	モクレン属	15	広葉樹(不明)	6
トウヒ属	51	サクラ属	5	アサダ	2
オニグルミ	14	カエデ属	10	コナラ節	1
ブナ属	6	アサガラ属	1	合計	243

ら 3 樹種が当該地域の森林を構成する主要樹種であったと考えられる。一方八幡遺跡ではトウヒ属以外の針葉樹は見発されていないことから、組成に異なりがあり、当時の森林の様相は広域に一律でなかったことの一端が分かる。

花粉分析の結果などからも年代及び森林構成なども樹種同定結果と大きく齟齬がないことが判明している。さらに絶滅種フウ属の花粉が発見されて、フウ属絶滅の時期を検討する点で注目される。

以上の結果から、当時の小野川の周辺の森林景観は屋久島の標高 1,000m 以上の林相に近いことが想定され、今より気温が 5℃～6℃低かったと推定されている。また、トウヒ属、ヒノキ科、スギなどが優占する森林であったと想定され、この点においても屋久島の標高 1,100m 以上の林相とは共通している。

(4) 出土埋没樹木の保存処理と保管

発掘調査で出土した埋没樹木の大半は、現地に残されているが、そのうち約 20 点は当時の状況を知る貴重な手がかりとして取上げを行い、樹木を後世に残すために樹脂を用いた簡易保存処理をしている。以下その処理を説明する。

表面清掃 アルコール1：水1のアルコール水溶液を用い、樹木表面の土砂を刷毛で除去した。

木質強化処理 樹木表面は軽く炭化し、礫や火山灰が付着しているものも見られることから、木質及び表面強化処理を実施した。ウレタン系プレポリマー樹脂の木質強化材「キガタメル6号」とアクリル系エマルジョン樹脂の木質強化材「SNB-05」を用いた。

「キガタメル6号」は溶媒として酢酸エチルやトルエンが含まれ、木材内部に浸透して木材質成分のセルロースなどや含水量と反応し硬化してその含浸層を樹脂化して親水性を低下させ、木質部を強化し耐久性を向上させる材料である。「SNB-05」も同様の効果で強化するものであるが、水を溶媒とするため、蒸発速度が遅く、ゆっくりと硬化していき小さな剥片などは本体に留める効果がある。ほとんどの樹木は「キガタメル6号」を用い、2点のみ「SNB-05」を利用した。これは、この2種を用いることで保存処理後の同じ環境下で保管される樹木の経年変化を比較するためでもある。含浸方法は樹脂を洗浄小瓶に入れて表面に注入しながら樹木表面を刷毛で抑えた。

接合作業 本体と分離した部材に関しては、接着剤「EP-500」を塗って接合ピンで固定した。そのほか接合部にスペースが出来ている箇所に関しては軽量のエポキシパテ（「EWO-33」）を充填し、



写真33 含浸方法



写真34 SNB-05による強化処理

樹皮の反りが破損する恐れのあるものはアクリル樹脂「バラロイT72」を浸み込ませた化繊を充填した。

以上の処理工程を実施しているが、この保存処理はあくまで簡易保存処理であるため、樹木の経年変化の過程を見つづメンテナンス時期などを検討していく必要がある。

また、これらの処理済の埋没樹木群は大部分県教育委員会の所管管理であるが、条件付借用資料として日田市教育庁文化財保護課が所管の倉庫に保管管理しており、それらの総数は20点ほどにのぼる。うち、1点は地元の小野公民館に保管展示され、活用に使っている。将来的には、大分県教育委員会に対して移管譲渡の正式な手続きを行い、日田市教育委員会がその保管管理と活用に関する措置を講じていくことも必要である。

なお、日田市教育委員会としては、貴重な取上げ埋没樹木群の保存管理にあたっては、埋没樹木の依存状況や当時の森林構成上の主要樹木樹種であるスギ（取上げ番号：No49-2）、ヒノキ科（取上げ番号：No42）、トウヒ属（取上げ番号：No44-2）の3点を恒久的な資料として位置付け、今後も保存処置を続けながら保管に資するとともに、積極的な公開活用にい用いなければならないと考える。



写真35 主要樹木 [左からスギ(49-2)、ヒノキ科(42)、トウヒ属(44-2)]

(5) 佐賀県八藤遺跡との比較

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群は八藤遺跡の状況と良く似ていることはこれまでに述べてきた。それぞれ阿蘇カルデラからの距離は小野川が約40km、八藤遺跡が約70kmである。小野川埋没樹木群は阿蘇4火砕流堆積物の最下部のユニット阿蘇4-Iであるのに対し、八藤遺跡の含有層は阿蘇4噴火活動の中で最大規模の阿蘇4-IIと考えられる。このことは、最初の火砕流である規模の小さな阿蘇4-Iユニットを形成した火砕流は小野川には到達したものの、八藤遺跡には到達していなかったものと考えられ、その後発生した阿蘇4-IIユニットを形成した火砕流が発生し、八藤遺跡の森林を破壊したものと想定される。

また、埋没樹木群は八藤遺跡では現地性の樹根を残すものや頭位置から殆ど動いていない倒木状態のものもあったので、被災時における火砕流の動的なエネルギーの強さが噴火口からの距離に反比例して小さくなり、小野川の埋没樹木群の多くが原型を留めておらず、火砕流直撃の凄まじさを見て取れる。また、年輪年代学的検討から、両遺跡の樹木が同時期の火砕流直撃で枯死したものであることが分かり、両者とも晩秋から翌年の晩春にかけての生育停止期間中であつたことが証明するなど、遠くはなれた被災埋没樹木の検討から両者の年代学的関係を明らかにしたことは他に類を見ない画期的な成果であつた。



第13図 小野川への阿蘇4火砕流の流れ

また、両者の森林構成も樹種同定の結果から明らかとなった。小野川では針葉樹主体の冷温帯針葉樹林と想定され、広葉樹は散在的だった可能性が高く、八藤遺跡ではトウヒ風が優先し、これに広葉樹が混在する森林構成と考えられた。このように広域に一律の森林構成ではなかったことが分かる。

(6) 周辺の状況

指定地周辺の未指定地には阿蘇溶岩溶融灰岩が露出している区域も見られ、そのほか小野より離れた伏木地区の圃場内からは埋設樹木群の包含状況も確認されていることから、指定地周辺に発掘調査で確認された地層や化石などが広がっている可能性も予測される。

従って、小野川流域沿いや伏木地区も含めた周辺部での阿蘇火砕流堆積物や、埋設樹木などの包含状況などについて、今後も注視しながら、必要に応じて基礎的な調査を実施する必要がある。



写真 36 竹田の阿蘇火砕流堆積物（竹田市）

3. 土地の利用状況等

(1) 指定地内の土地利用・土地所有

史跡指定地の土地利用は、4,091.61㎡の全域が全て国土交通省の1級河川小野川に該当し、国有地となる。河川管理者は大分県である

指定地内には河川関係工物が見られ、兩岸には護岸コンクリートブロックが前面に張られ、指定地側側にはコンクリート製の堰堤が所在する。指定地中ほどより北側には下小竹橋が浮かっている。

(2) 指定地周辺の土地利用・土地所有

指定地周辺は谷地形を有し、狭い沖積地を寸断して小野川が南流し、周辺には山林が広がる景観を呈している。指定地周辺の土地利用状況は、東側には県道宝珠山日田線が河川に並行して走り、南側では一部市立小野公民館が所在している。この県道を挟んだ東側には住宅が立ち並び、その背後は山林となっている。西側の段丘面には水田が広がり、その西側に住宅が立ち並び、その背後は山林となっている。

(3) 関連法規制

指定地にかかる法規制については以下のとおりである。なお指定地内の文化財保護に関する法規制については別途第5章の保存管理において詳細に述べるものとする。

①河川法（対応窓口：大分県（土木事務所））

この法律では水系を1級河川・2級河川・準用河川に区分し、河川の適正利用・流水維持・河川環境整備が保全されることを目的としている。小野川の管理や保全に資するものである。

②道路法（対応窓口：市土木課）

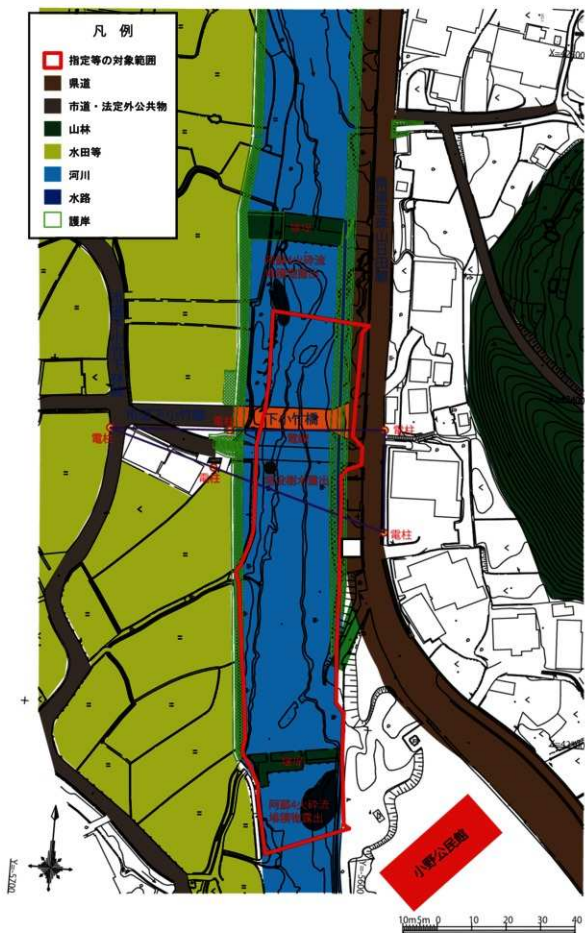
この法律においては、道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等に関する事項を定めており、県道宝珠山日田線、小野川にかかる下小竹橋及び市道719号下小竹線取り扱いにかかるものである。

③日田市都市景観条例（対応窓口：市都市整備課）

地域住民による積極的な景観まちづくり活動を支援することを目的に制定された。日田市では市域全域を景観計画区域に定めており、小野川周辺は農村山村景観ゾーンで指定地の小野川と県道は郊外河川・道路軸として指定されている。

④漁業法（対応窓口：日田漁業協同組合）

漁業について定めるもので、日田漁業協同組合による占有権が設定されている。



第14図 小野川の阿蘇川火砕流堆積物及び埋没樹木群周辺の土地利用状況 (1/1,100)

第4章 天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の構成要素

本章では、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を適切に保存管理し、活用していくために、天然記念物を構成する諸要素の抽出及び把握を行う。

具体的には保存管理すべき対策を、適切かつ細部にわたって抽出及び把握するため、本質的価値を構成する諸要素とともに、本質的価値と密接にかかわる諸要素を明示し、指定地の周辺地域についても同じく諸要素を明示することとする。なお、これらの構成要素の抽出及び把握に当たっては、第3章に基づいている。

1. 指定物件の特徴・価値

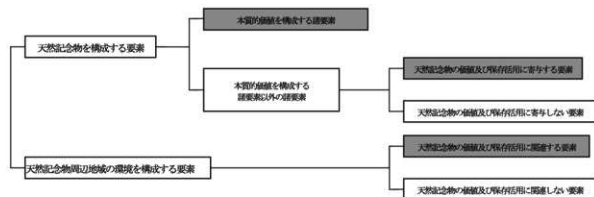
【特徴と価値のまとめ】

- ・約9年前に発生した阿蘇4火砕流の流動・定着状況を火災流堆積物の地層や埋没樹木群などの情報から明らかにすることができるものであるであり、国土の成り立ちを示す自然現象としての意義を有する。
- ・埋没樹木の分析から火砕流の発生時期や発生前後の森林構成や自然環境等の情報を得ることができる。
- ・年輪年代学的な検討により、佐賀県上峰町の八藤遺跡との地質的検討や埋没樹木群の遺存状況を対比することで、阿蘇4火砕流の被災状況を明確にできるなど極めて高い学術的価値を有している。
- ・阿蘇4火砕流堆積物は現況の小野川と同じ旧河川を埋め尽くし、埋没樹木群は深いところで河床より2m程度、浅いところで河床に露出している。

2. 天然記念物の構成要素の概念整理

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を構成する要素は、文化庁の定める『本質的価値を構成する諸要素』と『指定地にあつて本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素』に分けられる。この『本質的価値を構成する諸要素』は「価値の中心を構成する要素」であり、『指定地にあつて本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素』については「天然記念物の価値及び保存活用に寄与する要素」と「天然記念物の価値及び保存活用に寄与しない要素」に区分される。

また、これら天然記念物を構成する諸要素を特定し適正な保存管理を行うため、周辺域については指定地となる可能性があることから、「天然記念物の周辺地域の環境を構成する諸要素」に特定し、さらに「天然記念物の価値に関連する要素」と「天然記念物の価値に関連しない要素」に区分ける。



3. 天然記念物及び周辺環境を構成する諸要素の特定

保存管理・活用すべき対象を明らかにするために、天然記念物を構成する有形の諸要素を特定する。

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群は「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」からなる。

「本質的価値を構成する諸要素」とは、土地と一体となって天然記念物を構成している有形の諸要素で、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の場合は、河川下に埋蔵され、発掘調査によって明らかとなった阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群とこれらと有機的な関係を構成する空間ということになる。これらはさらに、指定の主な契機となった阿蘇4火砕流堆積物で構成される地層及び依存する埋没樹木群とそれらによって構成される指定範囲全体である。

「指定地において本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」のなかでも、「天然記念物の価値及び保存活用に寄与する要素」とは、火砕流堆積物及び埋没樹木群をバックし保存している小野川河床の土壌と小野川の水そのもので、現河床砂礫などがあげられる。また「天然記念物の価値及び保存活用に寄与しない要素」とは河川施設や道路・橋そのほかの工作物などがあげられる。

そのほか「天然記念物の周辺環境を構成する諸要素」では、「天然記念物の価値及び保存活用に関連する要素」として埋没樹木群の存在が想定される河川の続きや指定地保全する小野川の水流、周辺の地形環境などの小野川そのもの、さらには保存処理され保管されている埋没樹木群などがあげられ、「天然記念物の価値及び保存活用に関連しない要素」として道路や河川などの工作物などがあげられる。

これら諸要素を区分した内容は下表に示すとおりである。

天然記念物を構成する要素	本質的価値を構成する要素		地質鉱物	埋没樹木群 阿蘇4火砕流堆積物（0-II層～0-IV層） 旧河床砂礫層及び古土壌（0-I層）
	本質的価値を構成する諸要素以外の要素	天然記念物の価値及び保存活用に寄与する要素	地質・他	小野川現河床砂礫層及び河川水
		天然記念物の価値及び保存活用に寄与しない要素	河川施設	護岸、堰堤
			道路・橋	県道宝珠山日田線の関連施設 市道719号下小竹線、下小竹橋の関連施設
		その他	電線、用水路	
天然記念物周辺地域の環境を構成する要素	天然記念物の価値及び保存活用に関連する要素	地形環境	小野川及び小野川に隣接する河岸段丘	
		埋没樹木	発掘地周辺地域に埋没している埋没樹木	
	天然記念物の価値及び保存活用に関連しない要素	河川関連施設	護岸ブロック、堰等	
		その他	道路 県道宝珠山日田線、市道719号下小竹線 電柱、電線、用水路、フェンス等構造物	

※網掛けが天然記念物の本質的価値に関する構成要素

第3表 天然記念物の構成要素一覧

第5章 保存・管理

1. 保存管理の基本的な考え方

本章では、第4章において明確化した小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の構成要素の特質を踏まえて、構成要素の適切な保存管理の方法を定める。さらに、天然記念物及び土地の諸条件などの特徴を踏まえ、現状変更等に対する具体的な取扱い基準を定めるが、以下このような原則と考え方に基づいて行うものとする。

(1) 保存管理の原則

① 天然記念物の恒久的な保存を行う。

発掘調査であきらかとなり、また指定地範囲内に保存されている阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群が毀損することのないように適切に保存し、後世に伝えていくものとする。

② 天然記念物の特徴・価値を踏まえた保存管理と活用を行う。

天然記念物の特徴・価値をよりよい形で保存継承するため、必要な保存管理並びに活用策を講じる。また、周辺域を構成している景観の保全に配慮する。

③ 現状に即した柔軟な対応を行う。

指定範囲内は現状で河川内に所在しており、保存管理を定めるなかで河川を取り巻く環境は無視できない要素である。河川としての環境整備や水利などにも配慮しながら、地域住民の協力と支援を取り付けていく必要がある。

(2) 保存管理の基本方針

① 天然記念物の構成要素の特性の把握

天然記念物の構成要素の把握には、第4章の区分に基づくものとする。

② 保存管理方法の提示

天然記念物を構成する諸要素毎に、適切な保存管理の方法を定めるものとする。なお、土地の状況に応じて地区区分を行い、それぞれの特徴に応じた保存管理の方法を示す。

③ 現状変更等に関する取扱い基準の明確化

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群において、今後予測される指定地内における各種現状変更等の行為に対しての取扱いの方針と具体的な取扱い基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にする。

④ 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全

現状の天然記念物指定範囲が本質的価値の保存の上で適切であるかの再検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討する。さらに指定地と一体のものとして捉えられる周辺域の環境保全の方向性も検討する。

⑤ 本質的価値の保存を前提とした活用構想

天然記念物の本質的価値の保存・維持を前提として、そのために必要な復旧や、価値の顕在化のための整備・活用策について基本的な考え方を示す。

2. 保存管理の方法

(1) 保存管理の内容

具体的な保存管理の方法としては、以下のような手段を用いてそれぞれの場所や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。

① 維持管理

- ・維持として日常的、定期的な点検等によって阿蘇4火砕流堆積物の保存が適切になされているかを確認し、また土地と一体になった景観が一定の状況で維持されているかを確認する。
- ・現河床部分に混在し、既に地表面に露出している阿蘇溶結部耐火岩や埋没樹木、阿蘇4火砕流堆積物の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある河床や水流、水質、河川関連施設等の状況観察については留意する。
- ・日常的、定期的点検によって施設の破損が判明した場合には維持的措置ないし修理の実施について協議し、判断・対処する。
- ・災害や事故等が発生した場合には、臨時的な見回りを実施し、阿蘇4火砕流堆積物等の毀損状況の把握に努め、必要に応じて毀損の予防や拡大防止のための応急的措置を取る。

② 保存・管理

- ・天然記念物の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、標識・説明板・境界標・囲さく等の保存施設を適所に、必要に応じて設置する。
- ・各種見回り、点検によって阿蘇4火砕流堆積物などの本質的価値を構成する要素に軽微な毀損や喪失が見られた際には、小規模な復旧および小修理による現状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微な毀損以外の場合には、本格的な復旧策を講じるものとする。

③ 防災

- ・自然災害、人為災害、事故等の緊急事態、非常事態に対して危機管理体制を構築しておくとともに、安全管理マニュアルを作成し、関係者に指導・徹底を図る。
- ・火災、風水害、震災、病虫害といった災害から小野川の阿蘇4火砕流と埋没樹木群の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じる。
- ・防風、豪雨、地震、火災等の災害発生時の対応体制を整備し、必要に応じて巡視を行う。

④ 復旧

- ・復旧は阿蘇4火砕流堆積物などの本質的価値を構成する要素に毀損や劣化等が見られる場合に、毀損等の前の状態に復するものに行う。
- ・復旧に際しては阿蘇4火砕流堆積物などの保存を大前提として、保存や修復等の適切な手法を講じるが、毀損等が広範囲にまた様々な程度で見られる場合には、阿蘇4火砕流堆積物の重要性や毀損の影響程度、安全性等を考慮して破損状況調査に基づき計画的に復旧を行う。

(2) 地区区分及び地区別保存管理の方法

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群の本質的価値を構成する要素を有する箇所や天然記念物の価値及び保存活用に寄与する要素は、指定範囲全体に及ぶ。従って、大きな地区区分は必要ないと考えられるものの、土地利用の現況及び法令による規制状況などを勘案し、指定地内を本質的価値が保存されている河川部分と阿蘇4火砕流堆積物に直接的に関係せず、本質的価値の保存に寄与しない要素である道路・橋部分に地区区分を行うとともに、周辺部の取扱いについても要素毎に保存管理の方法を整理する。

1) 河川の用地

天然記念物の中核となる用地である。阿蘇4火砕流堆積物等は現状保存されているものの、道路改修に伴い部分的に河川工事が実施されている。基本的には阿蘇4火砕流堆積物等を損なうことのない状態にあり、河床中央付近では現況河床の下部に埋没している。しかし、場所によっては埋没樹木が河床に混ざって露出していることから、これらの阿蘇4火砕流堆積物を損なうことのない河川工事に協力を仰ぐこととする。

また、阿蘇4火砕流堆積物の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある河川施設等については、現状の維持管理

に努めるものとし、これら河川施設による掘起しなどの阿蘇火砕流堆積物へ新たに影響が及ぶ可能性のある現状変更や土壌の性質に影響を及ぼす可能性のある行為などは基本的に認めないものとする。さらには、長期間保存されてきた埋没樹木群の環境を保つため、その大きな要因である河川水流と水質についての保全にも注意するものとする。

本質的価値を構成する諸要素

阿蘇火砕流堆積物に影響を与えないように河川工事等に際して河川管理者の協力を仰ぎ、現状保存を原則として阿蘇火砕流堆積物の保存に努める。そのほか、保存や活用のために実施する阿蘇火砕流堆積物確認調査は必要最小限とするなど、阿蘇火砕流堆積物の保存を大前提とする。

天然記念物の価値及び保存活用に寄与する要素

本質的価値を構成する諸要素の上層に堆積してその価値を保全している小野川現況河床や水流水質については、台風災害や水害やその他工事等により大きく影響を受けないように維持管理に努める。

天然記念物の価値及び保存活用に寄与しない要素

河川護岸ブロックやコンクリート堰堤については、小野川を保全するための必要施設であるため、現状の維持管理につとめる。ただし、これらを撤去や移設する場合には、これらの構造物が阿蘇火砕流堆積物に影響を与えないように十分に注意する必要がある。下小竹橋の橋脚については、既に架け替えが行われ橋脚がないが、改修等に当たっては、工事機械等が阿蘇火砕流堆積物に影響を与えないように充分注意する必要がある。

2) 道路・橋

現在、周辺域の生活用道路として利用されている市道下小竹線に接続するために小野川にかかる下小竹橋橋梁と県道宝珠山日田線の範囲である。また、橋の上部には周辺への送電線が設置されている。橋は中空の橋脚がかかる状態で、阿蘇火砕流堆積物に影響がなく、県道は指定範囲の一部に敷設され、以前河川であった部分が道路として大きく盛土され、阿蘇火砕流堆積物に影響がほとんどないものと考えられる。基本的には天然記念物の価値及び保存活用に寄与しない要素のみで構成されることから、道路及び橋梁部分の改修や維持管理、電線の付け替えは阿蘇火砕流堆積物を損なう恐れはないことから、景観を損なわない限り問題ないものとする。ただし、工事の際の仮設施設等や大規模な改変により阿蘇火砕流堆積物に影響を及ぼさないか注視するものとする。

3) 周辺部

指定地周辺には天然記念物と一体をなす可能性のある地層の広がりが見込まれる。また、周辺には小野川を形成する河川や谷地形が広がっており、これらが一体となって天然記念物を包含する小野川の景観が保全されていると考えられる。また、この河川は本質的価値である阿蘇火砕流堆積物を保全するために必要な要素でもある。

そのため、周辺部においては河川内と河川以外に区分する。

A 河川内

天然記念物の価値および保存活用に關する要素が多分に含まれる可能性が高く、さらには指定地と一体となって小野川の景観を保全しているため、必要に応じて内容を確する調査等も実施する。また、水質や水流が指定地の保全に影響を及ぼすと考えられることから、現状を変更する行為に関しては、その内容に応じて、関係法令に照らし合せながら天然記念物の保全上必要と思われる措置を実施し、河川管理者への協力を求めていくものとする。

B 河川以外

小野川の景観を保存し、天然記念物の本質的価値を理解するために必要な地形特性を有している。そのため、天然記念物景観を損なう恐れのある構造物の建設等は望ましくないため、地権者への協力を求めていくものとする。



写真37 指定地近景（南から）



写真38 指定地近景（北から）



写真39 指定地北側（奥に精米用箱水車）



写真40 河底に露出している埋没樹木



写真41 露出した凝灰岩



写真42 南側堰堤



写真43 指定地北側の堰堤



写真44 河川護岸（左岸）



写真 45 河川護岸 (右岸)



写真 46 水路



写真 47 県道宝珠山日田線



写真 48 電線と下小竹橋



写真 49 下小竹橋橋梁



写真 50 下小竹橋下部



写真 51 小野公民館保管の埋没樹木



写真 52 日田市の所管倉庫の埋没樹木

(3) 現状変更等の取扱い

1) 現状変更等の取扱い方針

① 現状変更の許可申請の法的区分

指定地内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡名勝天然記念物において現状を変更しその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、「文化財保護法（以下法）」第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、日田市教育委員会がその事務を行う。

なお、災害・事故等で天然記念物と一体となった土地等の諸要素に毀損が生じた際、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、所有者または管理団体が「毀損届」（法第118条）「復旧届」（法第127条）を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、毀損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

② 現状変更行為の区分

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為又は保存に影響を及ぼす行為をい、天然記念物小野川の阿蘇火砕流堆積物及び埋没樹木群において想定される現状変更行為は以下のようなものがある。

- A 工作物（河川関連施設、道路関係構造物、防災施設、看板）の設置、撤去、改修
- B 土地の掘削・切盛り等土地の形状の変更、土壌の性質を変える行為、土壌等の採取
- C 発掘調査等各種学術調査、天然記念物の保存整備

③ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状の変更を及ぼすものではないが、天然記念物の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう。

天然記念物小野川の阿蘇火砕流堆積物及び埋没樹木群において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、阿蘇火砕流堆積物などを露出させる等によりその環境を変えること、阿蘇火砕流堆積物が浅い場所において重量物の積載や通行等の行為、小野川の水質・水質を変更する行為が挙げられる。

④ 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条に規定する現状変更等の制限については、但し書きがあり、以下のア〜ウについては、許可不要行為とされる。

ア 維持の措置

※特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に記載されている以下の維持の措置の範囲に基づく。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為の影響の軽微なもの

また、このほか見回り等の点検や清掃、除草等のエの維持的措置は天然記念物の適正な保存管理のために不可欠な行為であるため、許可不要行為とする。

エ 維持管理

なお、ウに関しては行為の内容によっては軽微の判断が難しいものがあることから、日田市教育委員会と事前協議を行うものとし、現在行われている漁業行為については現状変更が不要な行為とする。

⑤ 現状変更等の取扱いの原則

天然記念物を保存し、後世に継承するため、原則として発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用以外の現状変更は認めないものとする。ただし、河川施設・道路施設など周辺生活に影響を及ぼす可能性のあるものに関しては、阿蘇火砕流堆積物の保存に影響を及ぼさない範囲において現状変更を認めるものとする。

2) 現状変更等の取扱い基準

前述の現状変更と取扱い方針に従い、現状変更の取扱い基準を以下に定める。

① 現状を変更する行為の取扱い基準

現状変更等の許可申請の対象となる行為は以下のものとする。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為。前述の現状変更行為の区分において示したCが該当し、阿蘇火砕流堆積物の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ 天然記念物の保存管理及び生活上必要な行為の場合。前述の現状変更行為の区分において示したA～Cが該当し、保存管理及び生活上必要な行為による。ただし、これらの行為は計画等に基づくものであり、史跡指定地の景観に配慮したものとする。

ウ 周辺生活に影響のあるもので、区分のA・Bが該当するが、基本的に阿蘇火砕流堆積物等に影響を及ぼさない軽微なもの以外は原則として許可しない。

② 保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

前述の保存に影響を及ぼす行為については、発掘調査等の各種学術調査、保存管理及び生活上必要な行為以外については、現在実施されている漁業行為を除いて現状変更等の許可が必要かどうかを判断する必要があるため、事前に日田市教育委員会と協議を行うものとする。

③ 現状変更等の許可が不要な行為

A 維持の措置の例（特別史跡名勝天然記念物又は史蹟名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条該当項目）

- ・地震・洪水等による河川災害で小規模な崩落が生じた際の盛土等による現状復旧（第4条第1号及び第2号に対応）
- ・台風等の災害により生じた流木等の除去、土砂・岩石類の撤去（第4条第3号に対応）

B 非常災害のために必要な応急処置の例

- ・管理団体・河川管理者が行う、毀損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置
例）大雨、台風等の際に天然記念物の毀損危険箇所への被害拡大防止のために行う、土壌の設置や簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置

C 管理団体・河川管理者が行う管理行為

- ・指定地の日常的清掃等

- ・枯損木、倒木、枯枝、ゴミ等の除去
- ・河川施設の清掃

D 現在実施されている漁業行為

- ・阿蘇火砕流堆積物を傷めることがない、指定以前より行われている漁法

E 市道下小竹線下小竹橋・県道宝珠山日田線の管理行為

- ・道路面と橋梁部分の維持管理及び補修行為。但し、作業場の足場等を河川内に組む場合は除く

3. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺の保全

現在の指定の範囲は河川の一角であるものの、その周辺にも天然記念物の本質的価値を構成する要素と同種の堆積物などが広がっていることが予測されるとともに、小野川と谷地形も天然記念物を構成する要素の一つと捉えられることなどから、指定地と一体となった保護が必要になるものと考えられる。

そこで、必要に応じて学術調査等を行い、本質的価値と一体をなす阿蘇火砕流堆積物群が広がる範囲が明らかとなった場合には適正な指定範囲を検討する必要があり、その結果に従って追加指定等を検討するものとする。

また、天然記念物の積極的な公開活用を目的とした整備（ガイド等）のために必要となる用地などについても将来的に検討するものとする。

また、周辺部に関しては必要に応じて周辺景観保全策の導入などを検討するものとし、開発においては、景観への影響を慎重に考慮し、関係機関との調整を図って対応するものとする。

4. 発掘出土品

発掘調査によって出土し、保存処理を行った埋没樹木群そのものには、年代を決定する要素や火砕流に含まれている礫が埋め込まれているものや火砕流の圧力で変形しているものなど、天然記念物の本質的価値と密接に関わる情報が多分に含まれている。そのため、これらの取扱いについても適切に行い、その保存管理についても検討しておく必要がある。

発掘調査で出土した遺物の大半は木質強化材「キガタメル6号」と「SNB-05」を用いて簡易保存処理が行われている。あくまで簡易保存処理であるため、樹木の経年変化の過程を注視していく必要がある。

したがって、必要に応じて保存処理のメンテナンスの時期を見計いつつ、適切な処理方法を再度検討して処理を行うようにする。

また、保管に関しては、地元小野公民館に1点、それ以外は日田市教育庁文化財保護課所管の倉庫に保管されているが、現在は大分県教育委員会の所管にあり、今後は引き続き日田市で保管管理し、経年劣化等に注意を払いながら、将来的には日田市への移管や保存処置について協議を行いながら対処するものとする。

第6章 活用構想

本章では、天然記念物の将来像に関する整備活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法として活用構想を示すものとする。活用構想の目的は整備・活用の主題及び方向性・目標を明示することであり、これにより、将来にわたって本質的価値の確実な保存と次世代への伝達、本質的価値の顕在化を実施する。

1. 活用構想の基本方針

(1) 基本的な考え方

小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋没樹木群の価値についてはこれまでに述べているが、その本質的価値の中心は約9万年前に発生した阿蘇4火砕流の発生状況などを火災流堆積物の地層や埋没樹木群などの情報から明らかにすることができる点にあり、国土の成り立ちを示す貴重な自然遺産といえる。

それらの殆どは現状では阿蘇4火砕流堆積物等として保存されているものの、その価値と保存の必要性が正しく理解され、次世代へと受け継いで行くためには、保存管理計画に基づく保存・管理のみならず、民意を反映させつつ天然記念物の価値を最大限に引き出すことを目標とする必要がある。

そこで、その目指すべき基本的な考え方を、以下の5点に整理する。

- ① 天然記念物の保全を図るとともに、周辺景観を守り、市民が多様な立場から親しみ活用することの出来る整備計画とする。
- ② 9万年前の阿蘇4火砕流による自然災害を解明する資料を提供できる、天然記念物の特性を活かした整備計画とする。
- ③ 博物館施設などを活用しながら埋没樹木群の展示等による顕在化を図り、同種の天然記念物全般の情報発信拠点としての活用を目指す。
- ④ 日田市のほかの文化財とのネットワークを形成し、まちづくりの核の一つとして地域活性化に資するような活用を目指す。
- ⑤ 現在、大分県が取り組み中の「おまいたジオパーク構想」や、他市における阿蘇4火砕流による天然記念物などとの連携を検討する。

(2) 市民の意見

市民の意見集約方法として8月に実施した天然記念物指定記念展示『小野川阿蘇4火砕流と埋没樹木が語る9万年の世界』展において天然記念物の活用にかかる内容についてアンケートを実施した。

埋没樹木群の保存と活用についての回答では、「(1)保管しておけばよい」が約6割を占め「(2)何か活用した方がよい」は37%に留まった。

以上の結果から、出土した埋没樹木に関しては現状の保存が最も大切との意見が大半であり、また自由意見のなかでは約7割が博物館等での展示活用を希望していることから、現状での保存と実物の顕在化を望む声が多い実情にある。

次に天然記念物指定地の保存と活用についての回答では、「(1)現状のままでよい」と「(2)何か活用できる施設等の整備をした方がよい」が田沼同等の意見で、(1)では自然のままで保存や大規模な施設等は不要との意見もあり、(2)では逆に埋没樹木を観察できる施設等が望まれる意見が見られた。

保存活用に対する市民の意見のなかには、施設建設とは別に、観光利用、防災学習、自然・歴史学習、工芸品のPRなど活用策への期待の声もある。

(3) 基本的な方向性

- ① 埋没樹木は定期的に保存処置を行いながら、博物館等における展示などを通じて広く公開に努め、天然記念物が有する情報発信を図っていく。
- ② 現地は後世のために現状保存を優先し、日田市に相応した施設整備や植生復元などを検討することで、天然記念物としての顕在化を図る。

2. 活用構想の手法

基本方針に基づき活用構想について検討すると、以下のような施策が考えられる。なお、詳細な整備計画は別途策定するものとする。

① 保存を確実にするための整備

- ・阿蘇4火砕流堆積物を保全するため、必要に応じて各種調査等に基づいた適切な保存措置を行う。
- ・標柱や説明板、ガイダンス説明板等の説明板の整備、散策路や管理用柵等の整備、史跡境界標の整備や災害等による阿蘇4火砕流堆積物の破損を防ぐための防災施設等の整備などを関係機関と協議調整のうえ計画する。

② 天然記念物の価値の顕在化のための整備

- ・保存を前提としつつ、可能な範囲での保存と活用のバランスの取れた保存施設を計画する。なお、保存施設の計画に当たっては既に整備を行っている同種の天然記念物（第4表）を参考としながら実施するものとする。
- ・現地の保存活用と併せ、天然記念物の理解をさらに深めるために、現在検討中の日田市立博物館の整備の項目に盛り込み、博物館展示のなかで情報を提供できる整備を、関係機関との協議調整のうえ検討する。

③ 天然記念物の特徴・価値の周知、利活用のための整備

- ・博物館等の展示施設において天然記念物に関する各種情報の収集を図り、公開すると共に市民講座や体験学習を実施する。
- ・来訪者が自然に触れ合いながら楽しめる施設や学習できる施設等の整備を検討し、併せて各種活用イベントを開催する。
- ・天然記念物の特性を活かし、インターネット等を利用して多面的な情報発信を図り、周知の裾野を広げる。
- ・天然記念物の特性をより高めるため、同種の天然記念物等を結んだネットワークの構築を県との協力のもと検討する。さらに大分県生活環境部がすすめているおおいたジオパーク構想と連携を模索し、県内の各種遺産とのネットワークを構築する。

④ 地域との連携の推進

- ・地域住民や市民参加による案内ボランティアの充実のために解説ガイド等を育成する。
- ・保存管理、公開、活用活動への地域住民等の参画と協働活用への支援の方策を検討する。
- ・地域や市民の教育、学習、集い、ふれあい等の場の提供や天然記念物を活かしたまちづくり活動機会の支援を行う。

⑤ 天然記念物の保存・継承のための調査・研究の推進

- ・指定地周辺については、必要に応じて天然記念物の広がり等を確認するための調査を実施し、追加指定等の検討を行う。また、同種の天然記念物を有する関係機関や大学等の各種関連機関との連携を図りながら、共同調査・研究や情報の共有化を進めるなどして、阿蘇4火砕流や自然環境について総合的な調査・研究を行う。

3. 今後の整備・活用の進め方

(1) 整備基本計画の作成

前節までにおける活用構想の方針と方法を実現していくためには、整備基本計画を作成しながら進めていく必要がある。具体的計画策定にあたっては、前述の基本的考え方・方針・方法を盛り込みながら構想を検証し、全体的な整備計画を作成する必要がある。その場合、同じく顕在化を図るための展示を検討している博物館の整備構想との整合を図ながら進めていくものとする。

(2) 保存施設設備の具体像

現地は、阿蘇4火砕流堆積物の確実な保存を図ると共に、本質的価値を顕在化するための、保存活用施設等を検討する。なお、保存施設を整備する場合には未定であるが、指定地内の場合には河川であるため様々な制約があり、整備に際しては関係機関との緊密な連携を図る。指定地外（河川外）の場合には、本質的価値と関連する要素が所在するか確認したうえで、埋設樹木などを保存する施設を整備し顕在化を図るものとする。その際には、同種の保存施設を整備している天然記念物等を参考にしつつ実施するものとする。

(3) 整備活用の位置づけと「おおいたジオパーク構想」との連携

小野川の阿蘇4火砕流堆積物と埋設樹木群の活用は、保存施設整備や博物館での展示による顕在化によって、学校教育の教材、課外活動の場、生涯学習や学術研究のための素材の提供といった文化的な効果、隣接する地区公民館との連携による文化活動の拠点施設の提供ができる生活的な効果、地域観光の拠点、地域の名物、資源の活用ができる経済的な効果が期待される。

さらに、大分県では県内各所の顕著な地質遺産を取り纏め、「地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園」とするおおいたジオパーク構想の推進が図られている。このジオパークとは、「大地（ジオ）が育んだ貴重な資産を多数備えた地域が、それらの保全と活用によって経済・文化活動を高め、結果として地域振興につなげていく仕組み」とされており、この取り組みでは姫島をはじめ、無垢島・日代^{ひしろあまの}神代島の2億5千万年前の地層、別府温泉、日田市小野川の阿蘇火砕流による埋設樹木群等々の地質遺産を対象としている。また、地質学の専門家によると、大分県を通過する中央構造線を境にして、太平洋から地殻変動した南部の古い地層と、火山活動が活発な北部の地層が隣接した地質学的に非常に貴重な地域とされている。既に世界ジオパークには洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島、室戸の5箇所が認定されており、日本ジオパークにはアボイ岳、南アルプス、恐竜渓谷ふくい勝山、隠岐、阿蘇、天草御所浦、白滝、伊豆大島、霧島、男鹿半島・大隅 警備山、茨城県北、下仁田、秩父、白山手取川の15箇所が認定されており、これら既に認定を受けたジオパークと比較しても遜色ない県内の地質遺産を県民共有の財産として活用し、地域活性化に資することができるよう地質遺産の持つ価値などを普及啓発しながら、具体的な検討を進めている現状にある。

そこで、小野川の阿蘇4火砕流堆積物の普及啓発を勧め、その価値を高めていくために、このおおいたジオパーク構想との連携を模索し、活用構想を推進していくこととする。

第4表 埋没林を現地保存している主な保存施設の概要比較

	八藤丘陵阿蘇4火砕流	三瓶小豆原埋没林	亀津埋没林	地底の森ミュージアム
場 所	佐賀県上峰町八藤遺跡	島根県大田市	富山県魚津市	宮城県仙台市
敷 地 面 積	10,513 m ²	4,655 m ²	6,150 m ²	14,000 m ²
発 見 場 所	耕作土	水田	港湾ならびに海岸線付近	水田跡
形 成 年 代	約9000年前	約4000年前	約2000年前	約2000年前
形成時の立地	森林	谷地形のスギ林	肥後層の堆積する湿地帯	湿地林、旧石器人のキャンプサイト
埋没林の成因	阿蘇4火砕流による埋没・被熱	岩屑なだれ、火砕流による埋没・被熱	温暖化に伴う海面上昇による沈水と埋没	河川に囲まれた後背湿地
出 土 形 態	立木・樹根・流木	立木・樹根・流木	樹根・樹幹	根株
出 土 樹 木	ヒメバナムミを主とする針葉樹とブナ、コナラ、カエデなどの若干の広葉樹	スギを主とする針葉樹とトチノキ、ケヤキなどの若干の広葉樹	スギを主とする針葉樹とハシノキ、クリなどの若干の広葉樹	トウヒ、グイマツを主とする針葉樹と若干の広葉樹
地 下 水 量	少ない	豊富	豊富	少ない
地 下 水 対 策	保水方法の検討が課題	ポンプによる排水	地下水を利用	止水壁と不透水層による止水
展 示 方 法	—	地下展示室など	地下水槽展示など	地下展示室
保 存 方 法	—	ポリエチレングリコールの散布	地下水による水槽保存及び乾燥保存	ポリキロキサン塗布
保 存 状 態	—	保存液流出トラブルによる散布中止で、乾燥による亀裂、カビ等が発生。PEG結晶が析出	比較的良好。もが付着するが、年に1回の水抜き時に清掃	当初は良好であったが、湿度が照明により、カビ、菌類が発生し、3%HO ₂ で除去

(『天然記念物 八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』平成21・22年度天然記念物緊急調査報告書より)

写真 53 天然記念物等の保存公開施設



天然記念物 八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林 (佐賀県上峰町八藤遺跡 (左) と佐賀県立宇宙科学館 (右))



天然記念物 三瓶小豆原埋没林の埋没林公園 (島根県大田市)



富沢遺跡 地底の森ミュージアム (宮城県仙台市)



天然記念物 根尾谷断層の地下観察館 (岐阜県本巣市)

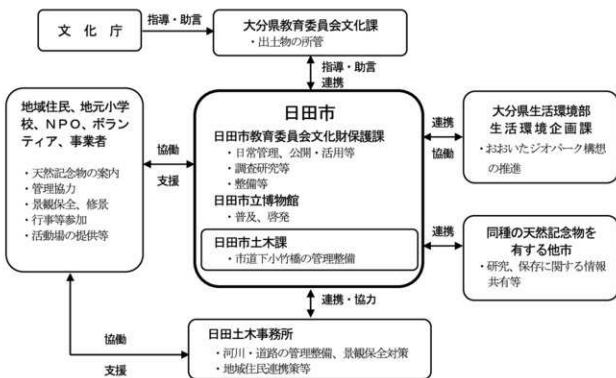
第7章 管理・運営の体制

小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群は市北東部のやや奥まった谷筋にあり、交通の便が決して良いとは言えない場所にある。このことから、天然記念物単独の管理運営だけではなく、市内の各地に分布する各種文化財やその他の歴史・文化的資源との連携による活用ネットワークの構築は不可欠で、特に同じ小野川流域に所在する市指定有形民俗文化財の下小竹精米製粉用箱水車、市指定有形民俗文化財の精米用箱水車、さらに上流の国重要無形文化財の小鹿田焼や国選定重要文化的景観小鹿田焼の里といった各種文化財との連携が重視される。また、保存管理や運営にはそれらを管理する機関や地域市民の協力が必要である。

とくに、まちづくりの官民共同での取り組みが重要視される昨今では、地域住民の天然記念物に対する理解と親愛の情を深めることを目的としつつも、市民の参加と協力はたいへん重要であり、今後の体制整備の核となるものと考えられる。そこで、管理・運営の基本方針を次の通り定める。

1. 行政内部における体制強化

天然記念物の保存管理や活用構想に関わる行政機関は、現在管理団体指定申請中の日田市の予定で、担当部署となるのは教育庁文化財保護課である。しかし、指定地内の河川は1級河川に指定され国土交通省が管轄しており、管理者は大分県土木事務所となっている。また、天然記念物内の橋は市道下小竹線であり、市土木課が管轄している。そのほか部分的に含まれる県道宝珠山日田線は大分県土木事務所が管轄している。出土した埋没樹木群の一部は小野公民館に所蔵されており、今後の展示には日田市立博物館が関わっていくことになる。さらに、おおいジオパーク構想には市水郷ひたづくり推進課が携わるなど、多岐の機関と関わっている。



第15図 管理・運営の体制図

また、文化庁行政の指導的立場にある文化庁や大分県教育委員会といった関係機関もあり、これら関係機関と市教育庁文化財保護課が共通認識を形成するために情報交換等を行う機会を確保し、密着な連携を形成する体制の強化に努める必要がある。

そこで、保存管理や活用構想に係る関係機関の間において、緊密な情報交換や保存管理・活用構想に係る助言・支援が行えるような体制の構築を図る。体制構築にあたっては、必要に応じて会議を開催し、緊密な情報交換や意見調整を行う。保存管理・活用構想の基本方針と方法への理解を深め、協力を得ていく必要があることから、関係機関間の会議に必要に応じて参加を求め、常に保存管理に関する共通認識の形成に努めることとする。

2. 地域との連携の推進

天然記念物の保存管理・活用構想にあたっては、日常的に天然記念物を見守り続けている市民の理解と協力が不可欠である。天然記念物の保存に関して市民団体などと協力し、その意見を反映できるような仕組みを検討していくと共に、天然記念物の保存管理を担う人材や団体の育成を行う。また、個人レベルでの市民の参加機会を拡大するための施策を検討していく。

さらに、市民や企業等との協働のための組織作りにも努める。一方で持続的継承を支える人材確保や財源確保のため、民間人材や資金の活用等も視野に入れて検討していく。また、天然記念物やその他の自然団体との連携による活用ネットワークの構築のみならず、同種の天然記念物を有する他市との活用ネットワークを構築し、人材育成や活用などの仕組みづくりを行う。

<<参考文献>>

- 『月刊文化財』平成23年6月号 文化庁文化財部 2011
- 『日田市30年史』日田市 1974
- 『史跡等整備のつびき 保存と活用のために』文化庁文化財部記念物課 2005
- 『小野川の阿蘇4火砕流と埋没樹木が語る9万年の世界』日田市教育委員会 2011
- 『日田市途連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査』大分県教育委員会 2009
- 『日田市途連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査2』大分県教育委員会 2011
- 『佐賀平野の阿蘇4火砕流と埋没林』上峰町教育委員会 1994
- 『八藤丘陵の阿蘇4火砕流痕と埋没林 保存整備基本構想』上峰町教育委員会 1999
- 『天然記念物八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』上峰町教育委員会 2011

参 考 資 料

1	指定文化財一覧表	1～2
2	「小野川阿蘇4火砕流と埋没樹木が語る9万年の世界」展アンケート集計	3～6
3	文化財保護法（抄録）	7～12
4	文化財保護法施行令	13～15
5	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	16
6	文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について	17～18
7	おおいのジオパーク構想（仮）	19～22

1 指定文化財一覧表

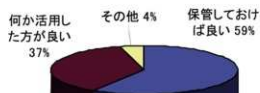
指定・種別	名称・物件	指定・種別	名称・物件		
国指定	重要文化財	県指定	有形文化財	金凝神社木造仮面 玉来神社神像 草三郎大神宮五輪塔婆附角塔婆 西雄谷笠塔婆口附・石造塔婆(1基) 老松天満社懸仏	
			史跡	石坂石畳道 城山古墳 薬師堂山古墳 吹上遺跡 川原隧道と石畳 朝日天神山古墳	
				無形民俗文化財	鏡戸楽 鶴餅 大原八幡宮御田植祭 本城くちら楽 大野楽
					名勝
				天然記念物	高塚地蔵のイチョウ 鞍形尾神社の自然林 津江神社のスキと自然林
				名勝	開山頂相 大般若波羅蜜多經 龍林寺木造薬師如来坐像 (付龍林寺薬師如来縁起版木) 石幢 永平寺跡板碑 吹上観音坐像 木造御三尊像(付)釈迦如来像奉匱物 絹本着色明極楚俊像 紙本墨書明極墨蹟 岳林寺文書 木造大日如来坐像 木造毘沙門天立像 宝篋印塔 紙本西国防都代陣屋絵図 方格規矩鏡片 須惠器子持高坏 木造薬師三尊像 金銅簡膳当 有田古墳出土一括遺物 大原八幡宮(楼門・拝殿・幣殿・本殿) 岳林寺木造弥勒菩薩坐像 内河野村古絵図 世尊寺木造薬師如来坐像・ 木造地藏菩薩立像・木造仏像残欠 元大原神社(神殿・幣殿・拝殿・水盤 舎・神輿藏) 求来里笠塔婆 玉来神社拝殿と棟札 穴井家古文書一巻 先祖元、五輪塔(3基) 十一面観世音菩薩座像(1体) 浦宮神社「拝殿・神殿」
	重要無形文化財		那馬溪(一部) 小鹿田焼		
	重要無形民俗文化財		日田紙園の曳山行事 小鹿田焼の里		
	重要文化的景観		日田市豆田町伝統的建造物群保存地区		
	伝統的建造物群		粗芋製造 井上家住宅 岩尾家住宅(旧日本丸製薬所) 隈まちづくりセンター黎明館 後藤家住宅 山田家住宅 宇野家住宅 長善寺鐘樓門 老松天満社		
	無形文化財		有形文化財	太刀口銘安綱 石人(2) 中村文書 蔵骨器 軒先丸瓦 木造阿弥陀如来坐像 岳林寺木造明極楚俊坐像 岳林寺絹本着色仏涅槃図 萱野文書 日隈神社平縁細縁式獸帯鏡 大原八幡宮銅鉢 篠目鏡橋 石井神社銅鉢 朝日宮/原遺跡4号中世墓出土品 ガランドヤ古墳出土品 鳥宿神社銅口 老松神社銅鉢 森家五部大東經 山中薬師堂銅口	
	国選定		有形文化財	市指定	
国登録	有形文化財				
	有形文化財				
県指定	有形文化財				
	有形文化財				

指定・種別	名称・物件	指定・種別	名称・物件		
有形文化財	浦宮神社「せり持ち式石橋」	市指定	天然記念物		
	宝篋印塔		スギの木		
	間地橋		イチヨウの木		
	中西村・梅野村の絵地図		イタヤカエデの木		
	大野老松天満社逆修塔		モミジの木		
	駅伝		アカマツの木		
	宝篋印塔		アケボノの木		
	大友書状		ユズリハ自然林		
	百姓日記		桂の木		
	大業妙典経		杉		
	四季農耕絵馬圖		【選択】		
	天井絵馬		指定・種別		
	像代		無形民俗文化財	名称・物件	
	どうぼう(藤原様)		国	無形民俗文化財	豊後の水車習俗
	木造釈迦如来立像		県	無形民俗文化財	大原八幡宮の米占い行事
	伝姫塚古墳出土鉄剣		無形民俗文化財	無形民俗文化財	老松様の餅搦祭
	無形民俗文化財		無形民俗文化財	無形民俗文化財	老松様の的ほがし祭
	有形民俗文化財		無形民俗文化財		
	無形民俗文化財				
	史跡				
	市指定		丸山古墳		
			片山摩崖種子		
惣田塚古墳					
三郎丸古墳					
平島古墳					
牧原千人塚					
姫塚古墳					
宇土遺跡3号墳					
筑前台岩木壘遺跡跡					
年の神境内地伝・相垣越前守の墓					
木地師半兵衛・徳兵衛の墓(2墓)					
小竹供養塔					
菊池七人塚					
御所跡と御所の谷					
台の殿様屋敷跡					
天然記念物					
むらくもの松					
ツバキ					
ズミの群生地					
鳥宿自然林					
台神社の森と旧住蓮石畳					
見竹天満宮の天満かつら					
年の神境内地樹林(26本)					
浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」					
エドヒガンザクラの木					
クスの木					
ムクの木					
手水野のカツラ林					
小平のカツラ林					
モミの木					

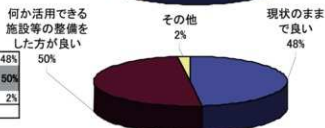
(平成24年2月20日現在)

2「小野川阿蘇4火砕流と埋没樹木が語る9万年の世界」展アンケート集計

①埋没樹木の保存と活用について、お聞かせ下さい	1 保管しておけば良い	303	59%
	2 何か活用した方がよい	167	37%
	3 その他	22	4%
		512	



②指定を受ける現地の保存と活用について	1 現状のままで良い	240	48%
	2 何か活用できる施設等の整備をした方がよい	248	50%
	3 その他	11	2%
		499	



自由意見集計表

①埋没樹木の保存と活用について、お聞かせ下さい【113】	
1. 保管しておけば良い 30 (26.5%)	
調査を徹底して保管する。	
北部九州の発見物として考え、残す	
変に手を加えたりしない方がいい。自然の宝を未来に残したい	
保存して代々人々に知ってもらうために、現状保存して未来に残しては？	
簡単に活用してほしくない	
埋没していないと風化してだめになると思う。埋没状態にして保存を。	
自然のまま保管すること	
そのままの姿で保存して広く人々に見せてほしい	
飾り物には良いが実用品にはわかないと思う	
後世のために保存すべきだと思います。9万年の経過の中で形成されたものを現代人が勝手に手を加えるとこの状態が繰り返されないことを認識すべきです。	
2. 何か活用した方がよい 78 (69.0%)	
【加工】14 (18.2%)	
いろんな製品をたくさん作ればいいと思う。	
なんともいえないが利用することで伝えられることもあるかと思う	
埋没樹木を使った製品作りへの取り組みもおもしろいと感じた	
ただ展示しているだけでなく、活用したほうが若い人がピンときやすいと思う（私もそうでした）	
何かに活用したほうがたくさん人のためになると思うからです。	
公園で使えるような展示であったテーブルなどいろいろ使えるものを作ってほしい	
テーブルは素晴らしいと思いました。あのように見えるように加工したら大切に扱われていくと思います。	
【展示】51 (64.2%)	
文化財として誰も見られる状況をつくってほしい	
展示して多くの人が見られるようにするのいいと思います	
他の観光資源と一緒に、観光資源として展示していただければ	
今回のように展示して歴史の勉強をするのがよい	
三瓶自然館との連携を考えてみては？	
日田市博物館を改装してコーナーを設けて一般に公開するなどする	
保存することも大切だが、資源化できるのであれば（観光時）積極的に活用し展示して九州を好きになってもらえるような取り組みをしてほしい。	
小豆原埋没林の展示館を見ました。縄文時代の森が再現されていました。日田では、9万年前の森の復元ができるのでそうした展示館ができないのでしょうか。	
日田の歴史資料の一部として大切に保存し、学校の見学や授業で使うといいと思います	
本物をいつまでも見られる状態で保存してもらうことを希望	
保管展示して子ども達に自然の歴史を教える	
小中学校へ移動博物館として見せたい	
保存・活用両方に活用したらよいと思う	
保管してできればいつでも見る事出来ればいいと思います。	
川の中で発見したままにして川の中で見られるようにした方がよい	

機会ある事に展示されたほうが良いと思います
保存して可能な公開して広く見られる機会があると良い
日田市の財産としてそれなりの施設を作って保存してほしい。
日田市立博物館で展示する。
何か活用できるのであれば活用したほうがよい
保管すべきもの、活用すべきものと分けて利用すべきでは？
保管は大切だが、全てを保管し続けるのは難しいのでは？そのため何かしらの活用方法は必要だと思う。
保存と活用の両方をバランスよく行うべき
現場を振り返り起こし費用はかかるだろうが緑化プラスチックかなにかでおいひ横道を歩きながら見学できるようなことは出来ないか
小野地区に保存を兼ねた展示場を作り地域活性化のために利用すべき
何かに活用してもっとたくさんの人の目に触れたほうが良いと思う
小野公民館、小野小学校の入り口、玄関等に加工展示する
【その他】 12 (15.6%)
国の指定を受けたので何か活用できるとよいと思う
観光と学術両面方をみたらような施設ができればよいと思います
地質史料としての活用を。後世に残し伝える
日田をアピールできるようなものができれば、観光の目玉になる
特に埋没林発掘現場の保存を。
観光の抱き合わせとして小農田など。
保管する分と活用する分とわけて考える
学校教育に取り入れてほしい
地域の歴史、地域の歴史と環境との動機に役立てる。
3. その他 5 (4.4%)
一部保管でいいのでは
現段階では保存して後世へまかせたい。議論をつくす
保管しておくだけではもったいないかな？
なにが一番いいかは分からないので専門家の意見に同意する。
②指定を受ける現地の保存と活用について 【57】
1. 現状のままで良い 22 (38.6%)
自然のままが一番だと思ってる
保全に100%の注意を願います
当時の状況を大切に保存して欲しい
そのままの状態がいつまでも変わらないように思います。
人が増えたと環境が変わる。ダメと思う。
流木の為あまり現地にこだわる必要はないのでは？
後に本格的な調査が行われることを期待し現状維持に努めるべき。中途半端なことは行うべきではない。
あまり大きな設備はいらない。
現状をよく知らないが施設を作るということは自然や何かをこわすことになるから。
博物館、パトリア等で常設展示すればよい。不要の施設はいらない
2. 何か活用できる施設等の整備をした方がよい 32 (56.1%)
いつでも見学できる場所が出来たらよいと思う
財産は多いと思うがなんとしかいってほしい
大きな施設とは言わないが指定を受けていること火砕流の規模の大きなことを知ることが出来る
記念館的なものをつくる。公民館に併設がよい
現地は良くわかりませんが施設等を作って欲しいもし整備できれば再訪したい
森樫の埋没林の資料館が印象に残っているため常設の施設があつてよかったと思う
北部九州の成立について学習できるコーナーがあると良い。
施設整備は多額の費用がかかると思いますが多くの人の目にふれるよう何かしらの活用方法を検討したほうが良いと思う。
埋没樹木を紹介する施設があったほうが良いと思う
観光資源として活用
貴重な財産を有効活用してほしい。観光につながるよう望む
自然のままで見れるような観光ルート（小農田に行く道など）にしたい
日田だけでなく大分市等でも展示して子ども等の学習にも活用できるようにしたらどうでしょう。（他の市町村民に勉強の機会を与えて欲しい）
発掘時の写真展示もするとよい。ビデオは良かった
北部九州の1つの発見地として表示して地質学的な説明を行う
見られる形にしてほしい
3. その他 3 (5.3%)
なにが一番いいかは分からないので専門家の意見に同意する。
メリットとデメリットがわからないので決められません。
写真等を展示してもらいたい

<p>【埋没樹木や日田市の文化財に関してのご意見等 【149】</p> <p>【展示に関すること】 23 (15.4%)</p> <p>限りのあるものでしょうが加工し、製品化したらすきだと思います 今回の展示を見て埋没樹木などあまり知られていないのでこうい機会があることはいいと思う。古い木と現在の木工製品と一緒に展示されているつながり意図がよくわからなかった 今回はじめて見てとてもよかったです。説明もよくわかりました。さわってみました。 日田に関する展示は楽しいのでいろいろ見てみたい。 日田の地の成り立ち等がわかりとても興味深く感じました 埋没樹木のテーブルステキでした。 埋没樹木をはじめ知りました。 何万年前の日田のことを全く知らなかったのはじめて見るものばかりで楽しかったです。もっとたくさんの人にも見てもらいたいです 日田には自然と歴史が豊かな所が多くあり、地質的な資料が多いと思う。雲仙のようなジオパークでなくても自然と地質・歴史はアピールが控えめだと思う88年出土の鉄鍬を国から返してもらったほうが良い(郵送するくらいは意気込みがほし) ビデオを見せてもらい内容が良かったです。 木材を使ったものが展示してあってすばらしいと思った 私たちが世代でも知らない事の数をビデオで拝見してこんな素敵なビデオは是非今の子どもたちに伝えていきたいと思いました</p> <p>9万年前～天竺時代～現代へとつながる展示があれば日田の生い立ちがわかりやすいと思う。</p> <p>【埋没財に関すること】 31 (20.8%)</p> <p>一度ぜひ見たいと思う今日私は本当に感激です。現地に見学に行こうと思っていましたが涼しい場所で見られて大変良かったです。 活用できるものと保存するものを分別したほうが良いと思います。旧日田市にはまだまだ皆さんの資源が眠っています。埋没貴重な資源、資料を大切に欲しい。自然災害の恐ろしさと生活の営みへの貢献などいろいろな角度から見れるのだなと思これからも守っていただくさい。時間があればゆっくり話を聞きたかったです。 細工しない方がよい。当時の原型を作ってはどうか。 自然がなくなってます。できるだけ残してほしいです。特にこの様な特別なものは。 自然に対する畏敬の念を育てることや日田の伝統尊重と愛護心を高める上でも大切に保存してほしい 自然の大きな営みや文化財に対するのどうかわからないけど次世代に残すべきものは残してほしい。その見極めをしつかりしてほしい せっかく発見されたものですので1ヶ所管理、展示すると良いと思います 大変貴重なものばかりなので後々まで残してほしい 博物館に日田の宝として歴史資料にすることも大切だと思います。 日田市の原風景、気候、地質を知ることができる。現在の土壌、植木を理解する上で学術的に重要 日田でも埋没樹木がこんなにあるとは思いませんでしたことこちら返してもらいたい 必要なものは残し加工しても良い 文化財として保管して欲しい 豊富な文化財を以下に後世に残していくか、もっと予算をつけて大切に守って欲しい。木工製品も良いですがちょっと調をひねりました。会場のDVDよくまとまっていた。 埋没木や歴史あるものは日田だけでなく日本、全人類の大いなる遺産であると市民全員が共通認識をもつといいと思う。 埋没樹木が日田にあると始めて知りました。とても貴重だと思うので活用だけでなく、現状保存も大切だと思います。 埋没樹木の埋没地は保存してあるので必要な時はまた聞いて利用したらよい 歴史的に重要なので大切にしてください 漆器など(埋没樹木含む)あまり壊さないで後世に残して教育的に役立てて欲しいと思います</p> <p>【認知に関すること】 30 (20.1%)</p> <p>3月11日に震災があり自然の恐ろしさを知ることになりました。私たちは自然と共に生きていくことの大きさを考えるべきだと思います。その為にもこれらの資料を広く知らせたほうが良いと思います。 一般に公開・広告して欲しい。 大分県民にもっと広く公開してほしい。(大変勉強になりました。ありがとうございました) 多くの文化財をもっと日田市民に知ってもらわなければならない 今日、はじめて埋没樹木というものを学びました。広報等を使って活用方法などで色々考えられるのではないかと思います。こうした取り組みに多くの人が来られるよう広報活動をしっかりしていただけたらいいと思います。知っていてもなかなか見がわからない人にこのすばらしさをアピールしてください。 知らない人が多いのではないかと。できるだけ多くの市民に教えてほしいと思います。 結論としてもアピールが必要で認識度は低いと思います。 天然記念物に指定された限り、小野の貴重な財産と言うだけでなく広く世間知らしめられるようこれから色々な方策を考える必要があると思う 日田には昔より多くの宝(文化財)がある。日田市は宣伝方法が足りない。広く知らせ日田の宣伝をしてほしいと常々思っている</p> <p>日田の文化のPR不足。もっと盛岡宮、小迫辻原、三石、石井等にもっと整備を早く一般に開放して欲しい。 日田は木材(林業)の町なのでもっとアピールできればいいと思う 市民が興味持つような広報、教育をさせると良い 日田の観光は豆田、水郷、歴史、温泉などと思うがそのルートの中に一緒に展示して知ってもらい観光の一部とすべし。 県内の小・中学校の理科の時間に取入れてもらいたい。 子どもは以外に関心があるようです。文化財の方が夏休みにも催し体験イベントを楽しみにしています。 テレビアニメ(動画)を取り入れ子ども達に学校地域の資料として大人より子どもにも広報するほうが未来のために良いと思う 埋没樹木に関してはい機会なので社会教育に生かすべき</p>

<p>【文化財に関すること】 23 (15.4%)</p> <p>一般の人が祭額から現在までの過程が理解できるようにしてほしい。</p> <p>子ども参加のイベントを多く企画して欲しい</p> <p>自然や今の現状を守りつつ現地にほんの少し寄り道して昔の姿を見られたらよいとおもいます</p> <p>長期の展望をもち来久につなげる形にしてほしいと願っている</p> <p>日田市にこんな事や物があるのは知らなかった。自然が近くにもありもっと活用できればまた多くの人に知られれば良いと思います。</p> <p>日田市文化財課は文化財の祭額、保存活動活用の面に関して県下でも高い評価がなされているのではとかんじております</p> <p>日田には橋本市に持れる文化財が沢山ある。日田の景気の起爆剤なればと思います。</p> <p>日田の大切な文化財なのでもっとみなさんに見てもらえるようにしてほしい。</p> <p>保管・展示が商業的でない方法があれば、その為に税金が使われる事が願いです。</p> <p>埋没樹木祭額が実家のすぐ下。子供のころ遊んだ川下にこんな史物があったことに驚き。文化財祭額は継続ください</p> <p>こうした自然の遺産に加え或官署を中心に世界遺産登録を目指すのが良いと思う。日田市民の誇りとなる</p> <p>古代の人がどこに生きてきたのかが判る大切なものがある</p> <p>熱帯山の重文もセキリテディを厳重にして観光客に見せるべきだと思います。埋没林の展示と重ねて活用すべきだと思います</p> <p>跡案に向け大切に保存するべき。日田の貴重な遺産である</p> <p>もっと身近に知りたふれたりする機会や市民がもっと関心をもつようなPR・イベントがあると良いと思った。</p>
<p>【博物館等に関すること】 23 (15.4%)</p> <p>一箇所によまとめて展示できる博物館がほしい。教材など教育資料として活用したい</p> <p>貴重な樹木や文化財は博物館で管理したほうが良い。</p> <p>博物館などで広く皆様に見せてあげたいと思います。感動しました。有難うございます。</p> <p>博物館を大きく建て直し収納を多くして開放したらよいと思う</p> <p>博物館を新設（改築）し古墳群などの解説など展示をしてほしい。日田の自然の変化がわかるようにしてほしい。</p> <p>今回の埋没樹木のみならず、吹上台遺跡、ガランドヤ古墳、小龍岡焼など文化財が市民に陳列展示していない。早急に歴史資料館をつくるべし。市議会、行政の意欲である</p> <p>こんな埋没物に使う資金は反対しない。後者に残すなら大変良いこと。協力いたします。</p> <p>地域の活性化のため大切に保管し小さくても施設をつくってほしい</p> <p>博物館が管轄であり祭額物その他を総合的に見れる施設が必要（費用の問題はあると思うが）</p> <p>博物館、文化案内等のワンストップ型の施設が必要。観光事業からも必要。</p> <p>日田の展示場が解りにくい場所にある。できればわかりやすい所に。</p> <p>日田市内に各種の文化品が出てきています。総合日田古代、近代の記念館が欲しいです。</p> <p>日田市内より発見された遺跡の出土品ほか、今回の埋没木一同に展示される場所を早急に建てるべき。日田市の新しい観光場所としてほしい（有料化）</p> <p>日田市の文化財全てを展示できる場所があれば展示すると良い。市民が気軽にこられる場所を作ってほしい。</p> <p>文化財管理（施設）がお粗末すぎる。パトリア等に常設展示が良い</p>
<p>【意見等】 3 (2.0%)</p> <p>100年前からの文化財的なもの保存が少ない。他部内との関係が悪い（表面を変える土木工事等）自然史との関係が少ない。戦中後のもの少ない。</p> <p>市の重要な文化が日田では歴代の市より大切に保護されてない。新しい市長に期待する</p> <p>埋没樹木を工芸品として加工するのは反対である。文化遺産と商品としての工芸品をどう考えるか。日田市として整理すべきと思う。</p>
<p>【その他】 16 (10.7%)</p> <p>9ヶ月前と推定した説明がほしい。</p> <p>人間の歴史と比べて9ヶ月前の時のすごさを感じます丁寧にご案内いただき有難うございました。大切にすべきと思います。</p> <p>日田は盆地ゆえいろんな遺跡や文化があると思う良いところだと思う</p> <p>文化的な企画を予算の許す限りしてもらいたい</p> <p>防災対策に活用してもらいたい</p> <p>阿蘇山の噴火と九州の地形の一部が今回の展示で少しわかりました。熊本、大分と両県で生活しているのにこのすさまじい阿蘇山の噴火が九州全体はもとより北海道まで達していたのには驚きです。火砕流は鳥雲の雲仙岳での考えしありませんが比較にならない大噴火の様子をもっと多くの人々に知らせてくれる場所があったら良いと思います</p> <p>手をかけて観光として皆さん方に見てもらおうなっていくとよい</p> <p>埋没樹木の研究成果をもっと知りたくなった。自然物、現象と文化財との関連性が示されていたのが興味深い</p> <p>埋没樹木はとも興味深くみさせて頂きました。地元日田の学校である林工や林業試験場と共同で産学共同の何かをしたら良いと思います。</p> <p>埋没樹木を使っている日田の匠達の作品は素晴らしいですね。趣があります。また、とても頑丈そうなもので普段使用するのに良いのではないのでしょうか。たくさん作って売り出す予定等ないのでしょうか。</p> <p>ロマンが広がるような“関連”をもっと探って見てもらおうと良いと思う</p>

3 文化財保護法(抄録)

■文化財保護法(抄録)

(昭和二十五年五月三日 法律第二十号 第二次修正 第六回通常国会第三次西内閣)
最終改訂：平成一九年三月三〇日 法律第七号

目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二節 登録有形文化財(第五十七条-第六十九条)

第六章 埋蔵文化財(第九十二条-第一百八条)

第七章 史跡名勝天然記念物(第九九条-第一百三十三条)

第十三章 雑則(第六百六十八条)

第十三章 罰則(第九百九十三条-第一百零三条)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化の向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的財産で我が国にとって歴史又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的財産で我が国にとって歴史又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生産、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民芸技術及びこれらに用いられる衣服、道具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、湧き、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び自然地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質動物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)

五 我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は産業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は産業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第六百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向

上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指図書をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指図書をもつてなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権限に高く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知とする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は怠慢してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き、損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき、損し、又はこれを欠し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要あると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任な者又は管理が相当でない重要文化財が滅失し、き、損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設を設置するその他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の増進又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の増進の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に反したときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文

部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政府の定めるもの(以下の条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるとき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行ふものとする。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、速滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定め、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内に行ななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。

ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合には、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執つることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護に必要な指示をすることができる。

前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指 定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権限に基づく占有者に通知する。

4 前項の規定により通知する相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権限に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定による第一項又は第二項の規定による指定を行う場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮 指 定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定は、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、著作権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解 除)

第一百二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定があつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百条第一項の規定による仮指定が適当でないとき又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三條 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により委任された管理の責めに任ずべき者又は管理が著しく困難もしくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権限に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知する。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四條 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五條 第一百三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な講堂、説明板、境界標、圍りその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権限に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は遅滞してはならない。

第百十六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七條 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八條 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体の指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九條 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定による史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に遷任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十條 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、或しくは、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が損壊し、又は滅失している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、損壊し、又は滅失している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、或しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二項の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物が損壊し、若しくは滅失している場合又は滅失し、き損し、或しく、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、或しく若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

3 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四條 国が復旧又は滅失、き損、或しく若しくは盗難の防止の措置につき第百十八條及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一條第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二條第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十一条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五條 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について建物の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する建物の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者は、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分は、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に反わいて、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

（關係行政庁による通知）

第百二十六條 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をすることについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分が命令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、命令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のために必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために特に買取り必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができる。かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のために必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させなければならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。

二 史跡名勝天然記念物が損失し、又は滅亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらかじめ特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百零一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存

及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項の第三項、第九百九条第三項から第五項まで並びに第一百零一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」といふ。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八條、第一百零一条第二項及び第三項並びに第十三条から第二十條までの規定を準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第二十七條第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき」とあるのは「第九百九條第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百零一條第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づき占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示所に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を過ぎた時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づき占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第三十三條第一項中「不適当であると明らかと認められる場合には」とあるのは「不適当である」と認めらるる旨の關係地方公共団体の申出があつた場合には、關係地方公共団体の意見を聴いて」と、第九十八條及び第九百二條中「第三十條、第三十一條第一項」とあるのは「第三十條第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一條第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に準じ」とあるのは「及びこれに基づき文部科学省令及び文化庁長官の指示に準じ」とする」と、第九十八條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項」とあるのは「第四十七條第四項」と、第九十條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項」とあるのは「第四十七條第四項」と読み替へるものとする。

第二十二章 補 則

第2節 国に関する事例

第108条 次に掲げる場合には、関係各省庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲りその他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に必要となる行為をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第十三章 罰 則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は滅亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第九十二条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百三十三条第二項、第九十六条第二項又は第九十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第九十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の履行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、滅亡し、又は奪み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第九十三条で準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、

第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の履行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十九条第二項（第九十三条で準

用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十二条（第九十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第九十八条及び第二百二条（これらの規定を第九十三条で準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第九十五条第二項（第九十条、第九十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百七条第一項、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第九十五条第四項（第九十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

4 文化財保護法施行令

■文化財保護法施行令

(昭和五十七年九月九日 政令第二二七号)
最終改正：平成 20 年 3 月 31 日 政令第一二七号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第九十四条第一項の政令で定める法人は、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石炭天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速度道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速度道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本労働者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速度道路株式会社、東日本高速度道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速度道路株式会社、郵船株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の企画出資に係る法人で文化庁長の指定するものとする。

(法第二百六十六条の政令で定める処分等)

第二条 法第二百六十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、石形採取場の区域の拡張に係るものに限る。)
- 二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条及び第二十条第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。)
- 三 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百六十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

- 一 前項各号に掲げる認可の別
- 二 当該認可に係る区域
- 三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期
(法第四百四十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされた協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各都府庁の長が行うものとする。(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 法第四百四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(都市計画に定められた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。)の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- 四 木竹の伐採
- 五 土石の搬出
- 六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準(市町村の長にあつては、第八号に定める基準)に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等(以下「伝統的建造物」という。)の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地盤がその状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為等の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに関する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする

る者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全に必要な施設、気象、海象、海象、洪水等の観測若しくは通船の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認められておけるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項で規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線若しくはその支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、停車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められておけるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護に必要であると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百一十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第七十二条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）、の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）、

三 法第五十一条第三項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十六条において準用する場合を含む。）、の規定による公園の停止命令（公園に係る重要文化財又は重要な民俗的文化的財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公園の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公園の停止命令（文化庁長官が許可した公園に係るものに限る。）、

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第四項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）、の区域内における土地の発掘又は埋蔵の発見に係るものについては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要であると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものについては第一号及び二に掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二第二項の中核市（以下「指定都市等」という。）、の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものについては指定都市等の区域内において行われ、かつ、当該公園における重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）、の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の取壊し

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公園の許可及びその取消し並びに公園の停止命令（公園に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）、

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号及び二に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）、

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからイまで及び二に掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号イに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号イに規定する指定地区が市の区域内に存する場合については、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからイまでに掲げるものについては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が二百平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）、で三月以内の期間に限って設置されるもの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に限定するものに限る。）、であつて、指定に係る地域の面積が五百ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八号第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の影響、程度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十一条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

五 文化庁長官は、前項第一号の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

六 第四項第一号の管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

七 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に關する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。（出品された重要文化財等の管理）

第六条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第百八十八条（法第百八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要な有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

二 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

（事務の区分）

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日 文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、以下「許可申請書」という。は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十六号。以下「令」という。）第五條第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図画及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地号、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャベ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権限に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真は、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五條第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物が損壊し、又は衰亡している場合において、その損壊に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物が損壊し、又は衰亡している場合において、当該損壊又は衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損壊し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三号の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五條第四項第一号の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す

図面を添えるものとする。

6 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

庁保紀第二二六号 平成一年四月二八日
都道府県教育委員会あて文化庁次長通知

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成一年法律第八七号）による改正後の文化財保護法（昭和五十二年法律第二四号）及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令（平成二年政令第二七号）による改正後の文化財保護法施行令（昭和五二年政令第二七号。以下「令」という。）の施行に伴い、平成二年四月一日から、令第五条第四項第一号イに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。

また、城内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

（別紙）

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準
平成一年四月二八日
文部大臣 規定

地方自治法（昭和二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五二年政令第二七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

〔Ⅰ〕共通事項

（一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（二）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は喪失のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく損じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に關し、指定対象である動植物の生態環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和五十二年法律第二四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三條第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の出立いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は新調した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

〔Ⅱ〕個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

【小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものである。）ロにおいて同じ。】で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却】

（一）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和五二年政令第三三八号）第二条第二号に定める建築面積をいう。

（二）次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三月を超えする場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要で最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（三）新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へよる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書）の維持の措置である場合を除く。）。

（四）新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

【小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である。史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの】

（一）新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土そ

の他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五五条第四項第一号へ関係

【工作物(建築物を除く。以下このへにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)]

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の木舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修繕その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の平準、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五五条第四項第一号へ関係

【法第五五条第一項(法第二百二十五条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却】

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第二項の標識、説明板、境界標、固さその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は固さその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五五条第四項第一号へ関係

【埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修】

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五五条第四項第一号へ関係

【木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)]

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、樹木や落枝によつて人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五五条第四項第一号へ関係

【天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着】

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大さき、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五五条第四項第一号へ関係

【天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け】

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二十六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

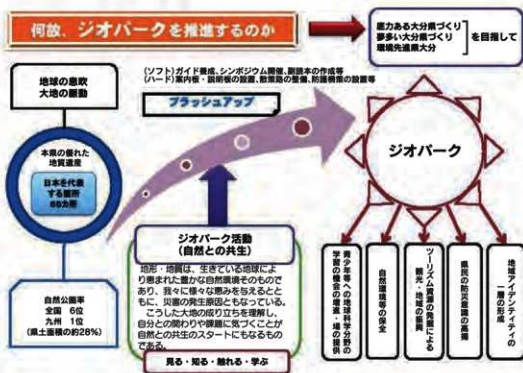
(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五五条第四項第一号へ関係

【天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)]の除却】

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

7 おおいたジオパーク構想（仮）



○ 人と地質、自然が息づくジオパーク

1. 人（ヒト）

県内にある多くの地質遺産には自然と、人との営みが色濃く残され、生活の中に、また歴史・文化の中に調和され、大分県を形作っています。約420万年～560万年前から始まった火山活動から九州島が形成され、9万年前に九州の生物が絶滅したとされる地球規模の阿蘇山噴火の後、現在に至る私たちの生活には多くの自然からの恩恵や文化が息づいています。

2. 自然（nature/geo）

県内に広がる素晴らしい景観は、主として火山活動による地形・地質により形成されています。雄々しい山々や、静かに流れる溪流、渓谷、また、豊かな海を育む大分県の地形・地質には、地球の息吹が刻み込まれています。



おおいたジオパーク構想（仮）

○ おおいたジオパーク整備の方向性

1. ソフト面

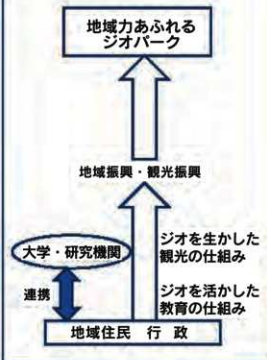
- ① ボランティアガイドの育成
- ② 教育面・生涯学習面での活用を行うための仕組みづくり
- ③ 観光のための仕組みづくり
- ④ 地域住民の意識啓発
- ⑤ 大学などの研究機関との調査研究連携

2. ハード面

- ① 中核となる地質遺産の環境整備
- ② ソフト面を充実させるための施設整備



ジオパーク推進模式図



おおいたジオパーク構想（仮） ソフト面 1

- ボランティアガイドの育成
- 教育面・生涯学習面での活用を行うための仕組みづくり

1. 地域の活力

- ① 地元を誇れる地域の主役づくり

↓
地域にある魅力を人に伝えられる機会を造成する。

- ② 地域の人々が主体的に地域を知り、地域を語る。

↓
地域発信力の向上、地域の活性化。

2. 人材育成

- 地域を学ぶ環境づくりを促進

↓
ボランティアガイドや、ジオを学ぶ次世代の育成。



○ 観光のための仕組みづくり

1. 地域の特質を知る

①地域がどのような地形・地質の上にあり、どのような産品があるのか。

↓
地域のストーリーが生きた産品=地域ブランド

②景観や産品だけでなく知識を得られるサイトがあるのか。

↓
地域を歩き、学ぶことができる、厚みのある観光。

2. ツアー造成

○モデルツアー・学術巡検を通して、観光のあり方を模索する。

↓
生きた自然環境と観光を両立する仕組みづくり。



- 地域住民の意識啓発
- 大学などの研究機関との調査研究連携

1. 地域の盛り上がり

○シンポジウム・学習会等を開催し興味関心を高める。

- ↓
- ・地域にある資源に気づき、それらを保全・活用していく機運を高める。
 - ・地域資源の学術的価値、希少性等に気づき、地域理解・意識の醸成を図る。

2. 大学・研究機関との連携

○大学等と地域・学術交流を促進

↓
地学等を学び、より深く知る地域環境を作る。



- 地質遺産の環境整備
- 施設整備

1. 地質遺産の環境整備

◎標識・説明板、散策路・駐車場の整備を行う。

- ・「何が」、「どういったことがあって」、「今あるのか」、また「どう人と関わりあがあるのか」といったことをコンパクトに伝え、エリアの理解をより効率的に深めていく。
- ・地域資源の学術的価値、希少性等に、能動的に気づき、体験的な活動を促進する。

2. 施設整備

◎エリアの特徴や、エリアを構成する地質的なストーリーを総合的に理解できる場所づくり(コアになる拠点づくり)

点在するサイトをストーリーとして見せられる場所を整備する。

ジオパーク活動指導事業における巡検の誘致について

1 ジオパーク活動指導事業費

県内での巡検の実態(現状)



潜在需要(今後の可能性)

九州の各大学の教育系学部や九州以外の地域の大学からの巡検を誘致

潜在型研究に対する協力体制を構築することにより、大学等の巡検(現地調査)を積極的に呼び込み、交流人口の拡大を促進する。

積極的に大学等と地域の連携を促進することにより、地域の住民が身近にある地質遺産を知り、学ぶ機会の増進を図る。

大学等との連携により、国内各地の地質学会を誘致し、県民の興味・関心を高めることにより、本県の多様な地質調査の活用を図る。

巡検や地質学会の研究成果を共有することにより、本県の様々な地質巡検の価値を評価する基礎資料とする。

ジオパーク活動推進の機運構成、
学術・調査研究の増進



策定に携わって頂いたみなさん（指定地にて）

天然記念物
小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群
保存管理・活用構想

平成24（2012）年 3月30日

編集 日田市教育庁文化財保護課
877-0077 大分県日田市南友田町516-1
発行 日田市教育委員会
877-8601 大分県日田市田島2-6-1
印刷 ㈱インデバイス 日田支店
877-0076 大分県日田市亀川町848-1



日田市